
日本平和学会 ニューズレター

NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

第19巻第1号

2010年4月25日

もくじ

- 巻頭言 石田淳（第19期会長） 2
- 追悼 高橋進・元副会長 2
- 2009年度秋季研究集会概要 3
- 分科会報告 9
- ドキュメンタリー上映報告 20
- 総会議事要録 21
- 理事会議事要録 21
- 会員消息 23
- 事務局からのお知らせ 23
- 企画委員会からのお知らせ 23
- 日本平和学会第19期役員 24

巻頭言 《平和を定義する力》を平和研究に取り戻す

石田 淳 (第 19 期会長)

平和研究は、平和を暴力に対置することによって権力や構造に抗う論理を探ってきたが、このところ平和の定義をめぐって平和研究は守勢に立たされている。この知的停滞をどうにか打開できないものだろうか。

たとえば集団的安全保障措置を決定する権限を持つ国際連合安全保障理事会は、特定の事態が「平和に対する脅威 (threat to the peace)」にあたりと認定することを通じて、少なくとも平和を消極的に定義してきた。とりわけ冷戦終結後、安保理は平和に対する脅威を認定する範囲を拡大してきた。そのみならずイラク戦争の文脈においては、その安保理は加盟国による武力行使を明示的に容認しなかったにもかかわらず、個別の大国が独自の判断に基づいて安保理決議を単独執行することによって、平和の定義をいわば私物化したのは記憶に新しい。

ほかに、「人道的破局 (humanitarian catastrophe)」の発生を未然に防止するとして、個別国家 (群) が独自の判断に基づいて武力をとまなう干渉に踏み切ったり、途上国における「人間の安全保障 (human security)」を確保し、「グッド・ガヴァナンス (good governance)」を実現するとして、先進国や国際機構が開発援助を供与したりするなど、平和および関連諸概念を掲げて、個別国家の政府や国際機構がその平和活動や開発援助政策等を推進してきた。しかしながら、いかなる勢力によるものであれ、いかなる意図に基づくものであれ、平和の定義が独占されてしまえば、そのような平和認識に基づく政策は国内社会においても国際社会においても十分に広範な同意を確保できるものではない。新たな脅威の出現が語られ、平和が人間にとって持つ意味が不確かになった時代であるだけに、平和研究も《平和を定義する力》を取り戻さなければならぬだろう。

そのためにも、平和学会も平和の定義を独占してはならないのと思う。複数の平和の定義を許容して、多様な平和観が共存する——そして競合する平和観の切磋琢磨が個々の平和観を鍛える——知的空間を学会内部に作り出すべきだ。

では平和の定義を取り戻すために、学会には何ができるだろうか。たしかに多面的な現実の把握はたやすいことではない。だから研究者の専門分野ごとに着実に理解を深めて行こうではないかという知的誘惑も侮れないのだが、多面的な現実を個々の学者の専門領域の都合で

断片化してはならないと思う。

現実が多面的であるからこそ、論点も多様化しているのは事実である。とは言え、他学会にはない平和学会の強みはその学際性にある。本学会が 2003 年に既存のコミッションを改組して分科会を設置した時点では分科会の数は 12 だったが、その後分科会の新設が承認され、その数は現在 20 に上る。この分科会数の増加は、まさしく学会の学際性の表れであろう。それゆえに分科会は学会の財産であり、活力源であることは言うまでもない。しかしながら、平和研究者がそれぞれの狭い意味での専門・関心領域にこもり、棲み分けてしまえば学際的な議論が深まることはないだろう。

他学会にはない学際的な議論を全面的に展開することによって、平和学会の総力を結集して平和を定義する力を取り戻す。そのためにはまず個々の会員から提供される知見・情報を、可能な限り広い範囲の会員と共有できる学会であることこそが必要だ。いくら学会報告を行っても、部会にせよ、分科会にせよ、直接に情報・知見を伝達できる範囲は限られている。

前期 (第 18 期) 執行部のイニシアティブにより、大会のレジュメ集の内容は格段に充実したものとなった。今後はさらに、部会報告者には (少なくとも職業的研究者には) フル・ペーパーの事前提出を呼びかけたい。分科会についても、同時並行で進行する分科会でどのような議論が行われたのか、事前にそして事後に分科会から学会ホーム・ページ、ニュース・レター等を通じて個々の会員に情報を発信して頂くようお願いし上げたい。

大会だけではない。学会誌に掲載される論稿や書評も増やして、平和をめぐる議論の活性化を図りたい。この意味では、2009 年 11 月の理事会において、『平和研究』の二号化 (年に二回の刊行の開始) の方針が確認されたことは喜ばしい。無論、それが学会誌の質の低下につながるないように鋭意取り組みたい。

和文・英文のニュース・レターも、学会ホーム・ページも、貴重な学際的な情報共有の場である。今後もいっそうの充実化に励みたい。

これから二年間、平和研究が《平和を定義する力》を取り戻すために、会員諸賢にはお知恵とお力をお貸し下さるよう心からお願いし上げたい。

(東京大学)

追悼 高橋進・元副会長

中村研一

高橋進さん (1949 年 1 月 4 日～2010 年 3 月 2 日、東京大学教授・国際政治史) が逝去された。

高橋さんは、本学会の創設の直後、『平和研究』1 号 (1976 年 3 月) に D・ゼングハース『平和研究における構成問題について』を翻訳し (横田邦子氏と共訳)、また「開発独裁と政治体制危機」(『世界』1980 年 2

月号) において「開発独裁」という分析概念を鑄造し、さらに「世界軍事秩序論—現状と構造」(『講座 平和学 I』、早稲田大学出版部、1983 年) には軍事化を体系的に分析するなど、数多くの論考によって、わが国の平和研究を主導してきた。その後高橋さんは本学会の運営を担ったが、とくに副会長をつとめていた 1989 年 10

月には馬場伸也会長（当時）が急逝したため、故馬場会長の職務を代行して、シンポジウムや出版に奔走したことは記憶に新しい。

高橋さんは、学生時代から两大戦間期のドイツ＝ソ連関係の歴史論文を書き、助手時代にカール・D・ブラッハーの大著『ドイツの独裁Ⅰ・Ⅱ』（岩波書店、1975年）を翻訳し（山口定氏と共訳）、主著『ドイツ賠償問題の史的展開』（岩波書店、1983年）を刊行した。これらに示された現代ドイツに対する深い歴史研究に立脚し、二度の世界大戦の勃発と冷戦とに現れた権力政治の解明と克服を理論的な課題として取り組んだのである。「一九一四年七月危機—「現代権力政治」論序説—」（坂本義和編『現代世界政治の構造変動1 世界秩序』岩波書店、1994年）、「西欧のデタント—東方政策試論」（犬童一男、山口定、馬場康雄、高橋進編『戦後デモクラシーの変容』岩波書店、1991年）は、ドイツを中心とする厳しい権力政治を分析し、また、その克服の方途を模索した貴重な成果であった。

厳しい権力政治の歴史を知り抜いた高橋さんは「（日本のいわゆる）現実主義者たちの認識はあまい」としばしば口にした。米ソ冷戦の最前線という難局のもとでデモクラシーを確立した戦後オーストリアの政治分析「大連合体制とデモクラシー：オーストリアの体験」（篠原一編『連合政治Ⅱ』岩波書店、1984年）は、権力政治の論理を反転させようとする高橋さんの政治観が強く投影された名論文である。したがって「ベルリンの壁」崩壊に際しては強い共感を示し、ブランデンブルグ門近くの石壁を自ら金槌でから割りに出向いた。その学術的な情熱は「冷戦の崩壊—ヨーロッパ」（『平和研究』16号、1991年10月）、「ドイツ外交の現在—外交空間試論」鴨武彦編『世紀間の国際政治 第5巻』日本評論社、1994年）、そして名著『歴史としてのドイツ統一』（岩波書店、1999年）に結実した。それらのなかで高橋さんは、リアルな現実認識に基づいて権力政治を克服しようとしたW・ブランド、R・ヴァイツゼッカー、H・D・ゲンシャールらの外交的実践に強い共感をしめしている。

高橋さんは、分析対象として日本やオーストリアを選んだ場合であっても、ドイツと対比する座標軸のなかで枠組みをつくって分析してきた。1992年より2年間『朝日新聞』の論壇時評を行った折に「（論壇時評の）評価の基準となったのは、ドイツと日本という比較のパスベクティブであった。…むしろベースとして陰に隠れていた場合がほとんどであった」（『解体する現代権力政治』朝日新聞社、1994年、315頁）と書いているが、ドイツを原モデルとして、ドイツとの対比の上でメタモデル（高橋さんは「前理論プレセオリー」と呼んでいた）を構成するのは、高橋さんの認識活動全般に通じる言葉であった。

高橋さんは、戦後日本の平和論を実証的に再検討し、「戦後日本の平和論」（『世界』1978年6月号）を執筆し（中村研一との共著）、『平和研究』18号（1993年11月）「冷戦後の日本における平和研究【座談会】」では川田侃・関寛治・武者小路公秀・高柳先男・佐藤幸男の各氏とともに発言している。そのなかで高橋さんが最も強調したのは、丸山眞男教授の一文である。

「きわめて複合的で矛盾した要素をはらみつづ動いている世界政治の現実認識は…その錯綜した動向のなかのある動向を伸長させることに、意識的に力をかけているという意味で…意欲を含んだ認識なのである。」平和問題談話会「三たび平和について」（『世界』1950年12月号）

この「意欲を含んだ認識」を、高橋さんは、初めての刊行論文「戦後日本の平和論」から、最近の本格的論文「政権交代の政治学—一つの試論」（高橋進・安井宏樹編『政権交代と民主主義』東京大学出版会、2008年11月）に至る30年の間、ご自身の研究姿勢に体化したものととして、執拗なまでに強調している。

享年61歳、若すぎる死であり、残された私たちが失ったものはあまりに大きい。この悲しみを表現できる言葉をもたない。

（北海道大学公共政策大学院教授）

2009年度秋季研究集会概要

統一テーマ

東アジア平和創造の道筋

部会Ⅰ ジェンダーの視点から東アジアの平和を構想する

司会・討論：清末愛砂（島根大）

報告

山下英愛（立命館大）「東アジアの家父長的ナショナリズムと“慰安婦問題”」

ロニー・アレキサンダー（神戸大）「軍事化・生政治に対面する女たち：アジア太平洋地域の反戦・平和運動から」

秋林こずえ（立命館大）「『東アジア』における国境を越えた女性平和運動：脱軍事化と家父長制」

本部会は、東アジアの平和を考える上でかかすことができない「ジェンダー」の視点から、山下英愛氏（立命

館大学)、ロニー・アレキサンダー会員(神戸大学)、秋林こずえ会員(立命館大学)が各々の研究テーマに沿った問題提起を行った。清末愛砂会員(島根大学)が司会・討論者を務めた。

最初に、山下英愛氏が「東アジアの家父長的ナショナリズムと“慰安婦問題”」と題して報告を行った。山下氏は、日韓両国で参加してきた「慰安婦」問題解決運動での経験を通して見えてきた運動内部に根付く「慰安婦問題」に対する視座の分析した上で、「従軍慰安婦問題」の「解決」を目指す日韓双方の運動と家父長的ナショナリズムが無縁ではないことを指摘した。ナショナルな枠組みで進められてきた韓国の「慰安婦」問題解決運動は、「慰安婦」問題を「民族的被害」(=民族の「純潔」を奪われた)と捉えてきたために、女性に対する「性的な被害」の観点から抜け落ちてきた。日本の運動においては、日本人慰安婦の存在が不可視化されたまま活動が進められてきたことにより、日本社会のジェンダー構造の究明や家父長的ナショナリズムへの取り組みが「慰安婦」問題の文脈においては十分なされてこなかった。これらの問題点を整理・議論した上で、ジェンダーの視点から平和を構築していくためには、東アジアにおける家父長的ナショナリズムに向き合うだけでなく、家父長制に対する闘いをグローバル化していく必要があることが述べられた。

次にロニー・アレキサンダー会員が「軍事化・生政治に直面する女たち~アジア太平洋地域の反戦・平和運動から~」と題して、人々の生と性を支配し、操作する政治としての「生政治」と「軍事化」をキーワードに、フェミニスト平和研究を進める上で必要となるアプローチについて報告した。具体的には、ソロモン諸島の最北島であるブーゲンヴィルにおける紛争の流れとそこで暮らす女性たちによる「レイタナ・ネハン開発局」(LNDA)の活動内容とアプローチに着目しながら、紛争の記憶の語られ方、紛争に関する人々の記憶における「女性」の位置、バブア・ニューギニア人との「和解」の困難さ、ブーゲンヴィルの人のアイデンティティ形成の問題等が論じられた。その後、女性たちによる平和運動をも巻き込んできたリベラル政治から脱却するための運動論として、〈女性〉のなかの多様性・差異を重視したトランスフォーマティブ、かつトランスナショナル

なフェミニスト平和運動の構築が提示された。

最後に、秋林こずえ会員が『東アジア』における国境を越えた女性平和運動—脱軍事化と家父長制」と題して報告を行った。秋林会員は、沖縄、日本、韓国、フィリピン、米国、プエルトリコ、ハワイ、グアムの女性たちによる脱軍事化を目指す運動である「軍事主義を許さない国際女性ネットワーク」が、1997年から現在にいたるまでに取り組んできたテーマ(女性の人権、米兵による性暴力、人身売買、日常生活の中の軍事化、基地の返還等)や同ネットワークのアプローチを紹介しながら、ジェンダーの視点から権力構造をみるときに(女性)の視点が重要となることを論じた。ここでも、性暴力がナショナルな枠組みで語られるとき、他の類似する被害に比べるとアプローチが大きく変わること、基地や軍隊の存在によって日常生活が軍事化していくこと、および家父長制が植民地支配と結びついた軍事主義の根底にあること等の問題が指摘された。

3名の報告を受け、清末愛砂会員が性暴力に関わる問題を民族やナショナリズムの枠組みでとらえようとする傾向は、慰安婦問題に限らず他地域でもみられること、また、パレスチナを占領下におくイスラエルの女性運動が、支配と被支配という立場の違いをみることなく同じ〈女〉として、あるいは「女性は常に被害者である」という観点からパレスチナの女性たちに連帯を求め、パレスチナの女性たちの反発を生んだこと等をコメントした。

フロアからは、「東アジアという視点についてどう考えるのか」「すべての家父長制が軍事主義的か?」「どのような道筋を通して、フェミニズムと『東アジアの平和構築』が関連していくのか?」「韓流ドラマに代表される家父長制にどのように抵抗するのか」「日本軍慰安婦、その他の問題は、広範で根強い差別に根ざしているのではないか」等の質問が寄せられた。

本部会は期待していた以上に多くの参加があり、示唆に富んだ報告に対して多数の質問も出されたが、時間の関係で議論が盛り上がったところで終了せざるを得なくなった。部会でなされた議論をさらに発展させていくためにも、ジェンダーの視点から平和構築を考える部会が今後も企画されることを期待したい。

(清末愛砂)

自由論題部会 I

司会：池田文佑(立命館大)

報告

- 1：高松香奈(東京大)「『脆弱国家』支援と『人間の安全保障』：ミャンマー(ビルマ)の強制された移動者の語りから」
- 2：大庭弘継(九州大大学院)「グローバルな責任の『原理』：意図せざる結果と『国際共同体』の生成」

討論：饗場和彦(徳島大)

大会初日の部会1と並行して、自由論題部会では、2名の若手研究者による報告が行われた。

高松報告は、開発援助研究における「脆弱国家(ガバナンス能力の弱さや、過去におきた紛争等による後遺症など、特に深刻な開発課題に直面している国をいう)」

に注目し、ミャンマー(ビルマ)における聞き取り調査を通して、「脆弱国家」に生きる人々の「人間の安全保障」の実現可能性を問うたものである。報告では、まず、開発援助研究の焦点が、国家から人間へと移行していること、それにとともに、人々が選択する能力を拡大し、

一人ひとりの生存や生活、尊厳を守り、その可能性を開花させる、「人間の安全保障」という考え方が重要であることが指摘された。しかし同時に、「脆弱国家」を対象とした開発援助が、人間に焦点を合わせず、国家の正統性を回復することに主眼を置いた「国家建設」に主眼を置きつつある状況も、あわせて明らかにされた。報告者が事例に選んだミャンマー（ビルマ）は、「脆弱国家」と認定されながらも、その人権抑圧的な政策ゆえに、欧米からの開発援助の割合が低く、逆に日本による協力の割合が高い国である。報告では、そのミャンマーにおける強制的移動の被害者 14 名のライフストーリーを追うことで、「脆弱国家」に生きる人々が、「人間の安全保障」という観点から看過できない被搾取の状態にあることが明らかとなった。以上を踏まえて、「脆弱国家」への支援が、正当性を欠いた政府の介入を理由に、人々のニーズを反映しないものとなっていること、そのうえで対ミャンマー最大のドナー国である日本の ODA についても、同様の問題が残されていることが述べられ、報告が締めくくられた。

つづく大庭報告は、ジェノサイドや民族浄化等に対して世界がむける「グローバルな責任」が、単なる規範的言説にとどまらず、主体として「国際共同体」を生み出すことを論じたものである。報告では、「グローバルな責任」が「苦しみはそれを見た者に責任を負わせる」という規範的内容を持ち、多くの論者や政治家等によって言及されてきたこと、にも関わらず、これが実際の現場においては不明瞭な言明となってしまうことが指摘された。続いて、この「グローバルな責任」が、ルワンダやスレブレニツァといった事例において、当初意図した内容と逆の結果、つまり、「意図せざる結果」を生み出していることが論じられ、この「意図せざる結果」が、責任を要求する人びとと、それを実践する人びととの間で、根本的に一致しない認識を持っているがために引き起こされる点が明らかにされた。しかし報告者は、G.H. ミードによる「主我-客我」の理論を援用しつつ、「グローバルな責任」が同時に「国際共同体」を生むこと、また、「国際共同体」が、規範的言説たる「グローバルな責任」が国家を超える正しさを「コスモポリタンの善性」によって支えられていることを論じた。「グローバルな責任」は、一方で意図せざる結果を生みつつも、同時に、責任を要求しそれを実践していくサイクルを生

む、そしてそのサイクルが、「コスモポリタンの善性」を生み、「国際共同体」の生成へとつながるわけである。

この二報告に対して、饗場会員よりコメントがなされた。高松報告に対しては、ミャンマー（ビルマ）の現状に基づいたリアリティの高さが評価された一方、「国家建設」と「人間の安全保障」が二者択一ではなく相補的な関係にあるのではないかと、またそもそも「人間の安全保障」自体に何らかの新しいものが存在するのか、といった論点が提起された。また、大庭報告に対しては、基本的に報告者の掲げた仮説を支持しつつも、ジェノサイド等への介入如何は結局コスト上の理由ではなかったのか、また、責任をめぐる二つの軸（要求-実践）という報告者の議論は、むしろ責任をめぐる三つの層（国際世論-国連安保理-世論）へと発展できるのではないかと、といった指摘がなされた。このほかフロアからも、多国籍間 ODA の考えを取り入れる必要はないか（対高松報告）、「意図せざる結果」の用い方に問題はないか（対大庭報告）、等、多くのコメントが寄せられ、セッションでは活発な意見交換が行われた。

今回の自由論題部会にて報告された二つの内容には、直接のつながりを認めることは難しい。しかし、セッションを通して、大きく三つの問題点を浮き彫りにできたと考えられる。第一は、世界において究極的な重要性を持つのは国家か人間かという問いであり、両報告は、ともに後者に重点を置いていた点で共通していた。第二は、私たちが世界政治において理念と現実のどちらにより重きをおけばよいかという点であり、これをめぐって双方は対照的であった。第三は、世界規模での言説の構築と流通とをどうみればよいか、という問題であり、双方はその可能性と危険性とを具体例を通して提示することに成功したと考えられる。加えていえば、今セッションの報告者・討論者は、いずれも研究者と実務家をともに経験している。平和に携わる者と平和を論じる者との距離と緊張をいかに考えればよいかという問題も、今セッションの節々であらわれていたことを付言しておきたい。以上の問題はいずれも、現代の世界政治を考える上で欠かせない問いである。今回の報告を土台に、一層議論が深まり、明確な視点が提示されることを期待したい。

（池田丈佑）

部会Ⅱ ラウンドテーブル「東アジアの平和をどのようにつくるか」

司会：村井吉敬（早稲田大）

パネリスト

武者小路公秀（大阪経済法科大アジア太平洋研究センター）

内海愛子（早稲田大）

林伯耀（中華海外聯誼会）

清水耕介（龍谷大）

冨美樹（国際交流 NGO ピースボート）

本ラウンドテーブルは、秋季研究集会のメインの企画で、開催校によって企画・立案されたものである。開催校理事の君島東彦会員からは、本研究集会の開催趣旨に基づき、ラウンドテーブルとして「みなさまのこれまで

の研究あるいは実践にもとづいて、「東アジアの平和をどのようにつくるか」について、論点・研究課題の提起あるいは／および政策提言をしたいとの連絡があった。非常に大きな課題であり、3時間ほどのラウンドテーブ

ルで、どこまでその期待に応えられるか不安もあったため、司会者として事前にパネリストの方々に、以下のような論点を出し合っていたいただきたい旨連絡を差し上げた。

1. 東アジアは平和でないのか、ないとしたらどのような原因があるのか。
2. 東アジア共同体についてどのように考えるか。
3. 歴史をふまえつつ日米「同盟」と東アジアについて。
4. APEC、ASEAN(+3)な既存の国際協力機構とどのような関係がありうるのか。
5. 東アジアの平和のための方策：国家の立場や人びとの立場、NGO の場などから。

結論を先に申し上げると、5 人のパネリストは、東アジアは（東南アジアを当然含む）かならずしも平和ではないという点では一致、ただしその平和でない現状について、世上でいわれるような「中国脅威」「北朝鮮の核」に原因を求めめるのではなく、むしろ日本のありようが問題ではないか、という点で一致を見たように思われる。日米「同盟」について十分な議論はなされなかったが、日本のアジア侵略の歴史の清算をなし得ていないこと、日本に現にあるアジア蔑視や排外主義こそが平和を乱す要因であることを多くのパネリストが共有した。司会者としては、平和を論じる場合、常套になっている「国際協調」や「国際機構」あるいは「東アジア共同体」についてつこんだ議論を期待しないうではなかったが、そこにパネリストの方々は主要な関心が向かなかつたように思われる。「どうしたら東アジアの平和が構築されるのか」という点で明確な構図まで描けることはなかったが、平凡かもしれないが、日常生活の中の「多文化共生」（清水会員）や、「交流」（曹さん）の重要性が語られた。

パネリストの問題提起をいくつか述べる。

武者小路会員は、日中の平和を乱す可能性は日本の側にある、それを阻止するには日中ともに戦後「初心に戻る」必要がある、日本は平和憲法の原点にもどる、中国はバンドン会議の精神に戻ることだと述べた。そこには、平和主義、植民地支配の反省、平等互惠の精神があるという。内海会員は、平和を疎外する要因としてアジア太平洋戦争の清算、戦後処理が未決であることを強調した。とくに戦争被害者の中に今なお残る「心のトゲ」は過去の問題ではなく現在進行中の問題であるという。林伯耀さんは在日華人の立場から、日本の中にある「中国脅威論」や排外主義が平和を乱していることを強調した。そして内海会員と同じく、日本人は、戦争・戦後処理を自らの手でおこなうことが人びとのあいだの信頼関係構築につながるという。また、冷戦構造をひきつぐ（沖縄の）米軍基地は戦争につながる危険な要因としてあり、朝鮮半島非核化とともに克服すべき課題だという。清水会員は「東アジア共同体」の語られ方が男性中心、官僚中心であることを問題にし、内外人平等、人間尊厳に基づいた東アジア共同体を模索すべきであるという。曹さんは、現在進む経済至上主義や国家間安全保障をめざす東アジア共同体には違和感があるという。ピースボートでの北朝鮮訪問や日韓クルーズの体験から、人びとの交流がまだまだ足りないとし、共同体は生きるビジョンを共有することであると説く。

司会者の村井は議論がうまく集約されなかったことに責任を感じている。しかし「東アジアの平和をどのようにつくるか」というテーマで語られたことは、当初の予想とはやや異なったものの、日本の歴史認識、戦後処理、あるいは日本社会の中の差別や排外主義こそが平和を乱す大きな要因だというパネリストたちの問題提起の意味は大きかったと思う。

（村井吉敬）

部会Ⅲ「修復的正義と平和構築」

司会：君島東彦（立命館大）

報告

- 1：宿谷晃弘（東京学芸大）「修復的正義の理論的基礎とその射程範囲」
- 2：片野淳彦（札幌大）「修復としての平和：修復的正義の思想と平和構築への適用」
- 3：李在永（韓国アナバプテスト・センター）「修復的正義：韓国における実践、東アジア歴史認識対立への示唆」

通訳：奥本京子（大阪女学院大）

討論：安成訓（明治大）

この部会は、日本平和学会として初めて修復的正義（あるいは修復的司法、restorative justice）の問題に取り組んだものである。日本の刑事法学の世界においては、ここ十年ほど、修復的正義の考え方が大きな影響を与えてきた。修復的正義の考え方は、個人の加害・被害のレベルのみならず、もっと大きな集団の加害・被害においても適用可能であり、紛争後平和構築においても有効な方法たりうる。これらの問題に取り組んだのがこの部会である。

まずはじめに、宿谷報告は、1) 日本の刑事法の分野

において、Restorative Justice（以下、RJ と表記）がどのような展開をみせ、現在どのような問題を抱えているかについて整理し、2) 問題点を克服し、RJ の出発点に立ち返ってその本来の姿を全面的に展開していくために、「修復的司法」ではなく、「修復的正義」の理論と実践を構築し、始動させていくべきことを主張した。

日本の刑事法分野における RJ の展開については、まず修復的司法プログラムの代表的な 3 つのモデルを紹介し、次にこれらのプログラムと刑事司法・少年司法システムとの関係の在り方や修復的司法プログラムの目

的について、純粹モデルと最大化モデルとの間で論争があることを紹介した。宿谷報告は、さらに、従来の論争が図式的なものになりすぎ、モデル論の有していた本来の意図を見失い、その結果として理論・実践の両面における膠着状態を生み出していることを指摘した。

この指摘を踏まえた上で、宿谷報告は、修復的司法ではなく、修復的正義の定義を明らかにし、その適用領域の全体像を示した。そして、犯罪・非行の領域は、現象として RJ が生じてきた領域であるにすぎず、本来的には RJ の適用領域の周辺に位置するものであることを主張した。修復的正義は、むしろ、平和構築や教育などの分野においてまず適用されるべきものであり、それらとのつながりにおいて、これまでの理論・実践を捉え直す必要がある、というのが宿谷報告の結論であった。

討論・質疑応答において多くの質問がなされたが、主要なものは次の4つであった。すなわち、1) メノナイトの神学を背景とする修復的正義をキリスト教の背景をもたない者が展開する場合、その背景・根拠は何になるのか、2) 国際刑事裁判所をどう考えるか、3) 修復的正義と和解とはどのような関係にあるのか、4) 刑事司法の限界を超えるものとしての修復的正義の可能性は何か、これら4点である。これらの問いに対する宿谷氏の回答は次のようなものであった。1) 人間の尊厳といった法学が根本的に依拠するものが根拠であり、修復的正義はその原理の現代的な展開である、2) 国際的な「法の支配」を打ち立てるといふ象徴的な意味はあるが、用法については慎重に検討し、修復的正義の観点からの基準作りに着手する必要がある、3) 修復的正義にとって和解は重要な要素であるが、必ずしもそれだけに拘泥するものではない、また、和解といっても、単に赦した、赦されたというのではなく、真実を明らかにし、責任の所在を明確にした上でそれを修復的正義は目指すものである、4) まさに忘れられていた被害者やこれまで部分的な配慮しか得られなかった加害者の害やニーズに向き合い、従来の刑事司法の依拠する人間の尊厳の理念を全面的に展開する可能性をもつのが修復的正義である。

次に片野報告は、「運動」としての修復的正義の来歴と思想を確認し、それと紛争後平和構築活動の交錯点を、北米のメノナイト教会を切り口に検討した。メノナイトの修復的正義への関わりは第二次大戦中の良心的兵役拒否を萌芽とし、1974年のカナダにおける保護観察官の働きを直接のきっかけとして、いわゆる被害者・加害者和解プログラム (VORP) が始められた。H・ゼアによれば修復的正義は「特定の加害行為に関係する可能な限りすべての人間が参加して、その行為についての損害、ニーズ、責任を共同で明らかにし、癒しと可能な限りの正常化を実現するためのプロセス」と定義される。応報

的正義とは異なる正義観は聖書的正義の再解釈をも促し、破綻した関係の修復として正義と平和を一体的に捉える視座を提供した。一方でメノナイトは1970年代から紛争解決研究へ関心を示し、80年代からは国際的な紛争調停活動に従事する。J・P・レデラックは、紛争の構造分析と時間軸を融合させた平和構築の概念枠組みを提示し、過去に向き合う作業の一環として修復的正義を位置づけた。その紛争転換の実践には、人間関係における和解が強調されており、破綻した関係の修復を平和形成の要諦と捉える視座において、修復的正義と平和構築とが結びついているといえよう。

質疑応答において、聖書的正義の一般社会における妥当性や修復的正義と絶対平和主義の齟齬、構造的暴力との関係、他の歴史的平和教会との連携、当事者間の和解と社会との関係などが問われた。これに対して片野氏から、修復的正義がもはやキリスト教思想のみに立脚するものではなく地域的／伝統的正義の文脈で再解釈されてきていること、メノナイトの平和理解も時代とともに変化しており、他の平和教会との連携によっても影響を受けていること、修復的正義は被害者と加害者のみならずいわゆるステークホルダーをできるだけ関与させることが求められること、紛争後社会への修復的正義が「導入」の名による強要となりうることに注意する必要があること、レデラックの概念図における構造的暴力の位置づけには更なる検討が求められること、などの回答がなされた。

最後に、李報告は、韓国における修復的正義の実践の概要を述べるとともに、修復的正義の理念・実践を東北アジアの平和、歴史的な暴力の問題に適用した場合にいかなることが見えてくるか、そこでいかなる実践をなすべきかについて述べるものであった。

まず、韓国における実践として、警察において行った被害者・加害者の和解プログラムが紹介された。事例は学校内での暴力事件に関するものであった。対話の場においては、被害者は加害者よりも委縮し、パワーの不均衡が見て取れたため、被害者が安心して話せるように警察署を対話の場として選んだりするなど、様々な配慮を行い、その結果、スムーズな対話が成立した。このことは、加害者にもよい影響を与え、心を入れ替えて、その後、大学にも進学するなど、更生の効果が見られた。

次に、東北アジアは、日本の侵略やその後の謝罪をめぐる問題で、和解とは程遠い状況にあるが、ここに修復的正義を適用しようとする試みである NARPI (Northeast Asia Regional Peacebuilding Institute) に関する説明がなされた。歴史的な暴力の問題は、非常に困難な課題を抱えているとはいえ、修復的正義の理念と実践によって、未来を見据えた関係を構築していかなければならず、またそれは可能である。李氏は、中国の大学においても、教員

を目指す学生たちを前にそのような構想について講演をした。また李氏は、「慰安婦」と被爆者の対面を実現させ、その場において修復的正義の理念と実践がこの問題においても適用可能であることを実感した。NARPIは、軍事ではなく、平和のスキルトレーニングの拠点を東北アジア全域に設け、歴史的な暴力の問題などの転換を図ろうとするものである。これによって、過去を見据

えた上で、未来に向けた関係を築き上げることができるようになると李氏は主張した。

修復的正義と平和構築の問題について、これからも日本平和学会において考察を深めることを期待したいと思う。

(君島東彦)

自由論題部会Ⅱ

司会：佐々木寛（新潟国際情報大）

報告

1：木下直子（九州大大学院）「1970年代日本のノンフィクション・テキストにおける『慰安婦』表象」

2：一政祐行（日本国際問題研究所）「『核兵器の無い世界』に向けた国際規範の形成要件に関する一考察」

討論：内海愛子（早稲田大）、佐渡紀子（広島修道大）

それぞれ研究対象は異なるものの、国際平和の条件としての「認識」や「規範」に関わる二つの報告と討論がなされた。

まず木下直子会員の報告、「1970年代日本のノンフィクション・テキストにおける『慰安婦』表象」は、日本人の「慰安婦」がなぜ運動の枠外に置かれてきたのかという根本的な問題を明らかにするべく、日本人が戦後「慰安婦」の表象を形成していった、特に1970年代に広く読まれたルポルタージュ等のテキスト分析を行い、その背後に戦後も根強く残っていた「慰安婦」認識におけるナショナルな分断を抽出しようと試みるものであった。具体的には、「従軍慰安婦」ということばを定着させた千田夏光の『従軍慰安婦』（1973年）や『続従軍慰安婦』（1974年）、『大宅壮一文庫雑誌記事索引総目録』より「慰安婦」をキーワードにリストアップされている1970年代の雑誌記事全18件を対象とし、その中で、日本人「慰安婦」が「日本」というナショナルな文脈に固定され、日本軍将校への「貞操」を守る存在として描かれていたこと、強姦性が消去され、家父長制的な国民国家イデオロギーを補完する存在として彼女たちの自尊感情が設定される傾向にあったことなどが指摘された。その際、「慰安婦」被害を朝鮮人の「慰安婦」の悲劇として捉える枠組みも徐々に形成されていったが、無垢な少女が連行され「慰安婦」にされたというその典型的な朝鮮人「慰安婦」像が、他方で「お国のために」と自らを納得させる定型的な日本人「慰安婦」像と対になる形で形成されていった経緯も指摘された。そして、日本におけるフェミニズムや女性運動においても、あるいはその後の戦時性暴力としての「慰安婦」問題の取り組みにおいても、この1970年代の認識枠組みが踏襲された事実が指摘された。

木下報告を受け、討論者の内海愛子会員は、自らの経験も踏まえ、より広い文脈から1970年代の日本人の一般的なアジア認識の状況を詳説した。1970年代には日本人には被害者意識としての戦争体験が依然として生々しく、未だアジアへの加害責任の自覚が十分ではなかったこと、さらに、在日コリアン、特に在日コリアン

女性への視点は決定的に欠落していた事実などが付け加えられた。

続く一政祐行会員の『『核兵器の無い世界』に向けた国際規範の形成要因に関する一考察』が注目したのは、「核軍縮」という国際規範の形成条件である。報告者は、「規範」概念をクラズナーに依拠し、「行為を拘束する基準」とした上で、核軍縮規範は、禁止や規制の対象となる兵器が安全保障上どのように位置づけられているのかによって、大国主導で形成されるのか、あるいは中小国、非国家主体によって形成されるのかが分岐するのではないかと指摘した。つまり、核兵器のような安全保障上、重要視される兵器の場合は、核保有国による強い牽引がなければ、実質的な核軍縮や核軍備管理、核不拡散の進展は望めないのではないかとということである。それゆえ、「核兵器の無い世界」の実現のためには、特に核保有国（「持てるもの」）による安全保障のジレンマ克服の努力や、核兵器や核抑止力についての根源的な認識の変化が不可欠となる。

さらに、こういった核保有国の核兵器に対する認識の変化を促す試みと併せて、「現実主義的な」核軍備管理から核軍縮へと至る、段階的な新しい目標設定を模索することが不可欠となる。報告者は、それを、信頼醸成をもたらすための様々な「交渉フォーラム」の形成から、「段階的な核軍備管理措置の導入」、「合意遵守の検証」や「違反に対する制裁措置」にいたるまでの4つに整理して提起し、「核兵器の無い世界」に近づくためには、それらが重層的に機能することが重要であると結論づけた。

一政報告を受け、討論者の佐渡紀子会員は、近年の核軍縮へ向けた機運の高まりを歴史的な転換点とした上で、報告に対し、「核兵器の無い世界」へ向けた非核兵器国の影響力の重要性、「核軍縮」と「核全廃」の区別の必要性、「核抑止」概念そのものの問題性などといった、より包括的、かつ根源的な観点からのコメントを行った。

真摯で緊張感のある二報告に触発され、会場からも活発な議論がなされた。特に一政報告には、報告における「規範」の中に、国際法や国際人道法がどう位置づけら

れているのか、あるいは、近年の米印原子力協定をどう評価するのかなどといった問題をめぐって、活発な質疑がなされた。

「平和」のための「規範」や「認識」が、現実世界に有効に機能するためには、まずその規範や認識がいかに定義され、形成されてきたのかについての冷静な分析が

必要である。また、その規範や認識が有効に作用する現実的な条件を模索することも、平和研究の大きな使命である。その意味で、これら二つの報告と討論はいずれも、現代平和研究のもっとも重要な課題のひとつをめぐって展開したといえる。

(佐々木寛)

部会Ⅳ「ヤスクニ問題の新しい地平」

司会：徐勝（立命館大）

報告

1：辻子実（日本キリスト教協議会靖国神社問題委員会）「国立追悼施設論議をめぐって：侵略神社『靖国』との関連で」

2：康由美（弁護士）「大阪靖国訴訟の意義と問題」

3：石原昌家（沖縄国際大）「集団死と沖縄靖国訴訟」

4：木戸衛一（大阪大）「ドイツの過去清算から見た靖国」

討論：内田雅敏（弁護士）、松本克美（立命館大）

本企画は都合により報告を掲載できませんでした。

(広報委員会ニューズレター編集担当)

分科会報告

公共性と平和

テーマ「9.11後の安全保障規範の展開」

司会：庄司真理子（敬愛大）

報告：杉田米行（大阪大）「9.11前後の朝鮮半島をめぐる日米中関係：国際規範の相克」

報告：足立研幾（立命館大）「9.11後の通常兵器規制をめぐる国際規範の展開：クラスター弾問題を中心に」

討論：西谷真規子（神戸大）

公共性と平和分科会では、「9.11後の安全保障規範の展開」を共通テーマとして次の2名の報告がなされた。第一報告は、大阪大学の杉田米行会員による「9.11前後の朝鮮半島をめぐる日米中関係：国際規範の相克」、要旨は次のとおりである。国際規範の相克という観点から、米国の対北朝鮮政策を中心に、9.11前後の北東アジアにおける国際関係を検討した。当該地域の主要国である米国、日本、中国の国際規範が、各国の行動とその結果に与えた影響を分析している。第二次世界大戦後、北東アジアにおける米国の外交政策の原則となる国際規範は分割統治、日本の国際規範は日米同盟の維持発展、中国の国際規範は台湾情勢の安定化と経済成長という二大規範が並存し、9.11前後に前者から後者へ規範の重点が移っていった。これら三国の国際規範が9.11前後の北東アジアで複雑に絡み合い、「アジア・ネクサス」が展開した。日米同盟を管理するために、米国は「イラク－インド洋－北朝鮮」ネクサスを利用した。日本は乗り気ではなかったが、イラクとインド洋で米国の支援を行った。その理由は、日本にとって最大の懸案である北朝鮮問題で、米国の支援が不可欠だと考えていたことである。米中関係では「中国－台湾－北朝鮮ネクサス」が展開した。9.11以降、米国はアフガニスタンとイラクに深く関与したので、北朝鮮問題では中国の影響力に依

存せざるを得なかった。その代償に、米国は台湾問題で中国と協力した。アジア・ネクサスは北東アジアで影響力を飛躍的に高めた中国と、米国への依存度を深化させた日本という結果を招いた。

第二報告は、立命館大学の足立研幾会員による「9.11後の通常兵器規制をめぐる国際規範の展開：クラスター弾問題を中心に」と題して、9.11後の通常兵器規制の展開が検討された。最初に、対人地雷禁止条約の形成過程について、NGOの活動とオタワ・プロセスといわれるユニークな条約形成過程に焦点を当てた分析が行われた。その後、対人地雷禁止条約形成を契機として、通常兵器規制強化の流れが強まっていた状況が、小型武器やクラスター弾規制を求める動きを中心に確認された。こうした通常兵器規制強化の動きは、9.11後、急速な揺り戻しに直面することになった。対テロ戦争の大義のもと、兵器使用や戦闘に際して人道的配慮を求める声が聞き入れられにくくなったのである。その結果、クラスター弾規制はモメンタムを失い、対人地雷や小型武器問題においても揺り戻しが観察された。しかし、その間も底流では通常兵器規制強化を求めるNGOの活動は継続していた。そうしたNGOの活動の結果、再びクラスター弾規制に向けた動きが活発化し、オスロ・プロセスが開始された。9.11後もNGOの能力向上と政策過程への

定着は着実に進展していた。オスロ・プロセスとオタワ・プロセスの類似性ではなく、そうした底流での変化こそが、「クラスター弾に関する条約」形成に成功した要因だというのが報告者の主張である。また、締結された「クラスター弾に関する条約」の形成プロセス、条約内容を見る限り、9.11 ほどのインパクトを持ってしても、通常兵器規制強化の流れは、一時的にしか止められなかったと評価できるのではないかとの見解が提示された。

報告後、神戸大学の西谷真規子会員による討論が行われた。まずは「国際規範」・「安全保障規範」という概念に対する両報告の立場の違いが論じられた。「規範」には大きく三つの類型が考えられるが、杉田報告は主に道

具的規範を、足立報告は主に原則的規範を取り扱っていたといえる。また、安全保障に関する規範としては、前者は、軍事戦略上の規範的地位にある政策目標を取り扱い、後者は、安全保障のあり方を規定するメタ規範としての人道規範を扱っていた。このように両者の議論を位置付けたうえで、杉田会員には、「国際」規範なのか（一国の）「外交」規範なのか、外交原則間の統合、規範の照応性、日本はどの程度米国に自律性を奪われているのか、などの点について質問がなされた。足立会員には、鍵概念である規範企業家、知識共同体、社会的影響についてなどの質問がなされた。

(庄司真理子)

ジェンダーと平和

司会・討論：森玲子（広島大）

報告：深江誠子（平安女学院大）「環境にやさしい墓」

葬儀・墓について、ジェンダーと環境の視点から考えることが今回の報告の目的である。人間の Well-Being が様々なテーマで議論される中、その終着点ともいえる葬儀とどのように関わるかについて、報告者は自身の経験から話を始めた。

ジェンダー視点から葬儀と墓を見直し、儀式の男尊女卑の問題点が指摘された。また家族形態の変化により、1990 年以降一人暮らしの人の個人墓の希望や儀式の質素・個性化が進んだ。さらにその裏には、葬儀の金儲け主義があるとする。

日本における墓の形状から、その用地確保のため山や森が造成され環境破壊の一因である現状が紹介され、新たに取り組みされている樹木葬がわかり易いスライドで示された。樹木葬とは、一定の区画に木を植え、その根元に埋葬するというもので、自然にかえるということを最終的に目指しているものである。

少人数での議論であり、各自の立場からの発言があった。若い参加者からは平和とのかかわりや宗教の違いと墓に関しての質問も発せられ興味深い議論となった。

(森玲子)

ジェノサイド研究

司会：石田勇治（東京大大学院）

報告：渡部真由美（東京大・院生）「国連における『ジェノサイド予防』システム構築への取り組み：その課題と展望」

本分科会では、1) ジェノサイドを引き起こす歴史的・構造的要因、2) ジェノサイドの発生・展開から終息にいたるプロセス、3) ジェノサイド後の正義の回復や社会再建、4) ジェノサイドの予防、という 4 つのテーマに取り組んでいる。これまでの分科会では 1~3 を取り上げてきたが、今回は国連や NGO で人道支援に携わった経験をもつ渡部真由美氏を報告者に迎え、4 について議論した。

渡部氏は、1) ジェノサイド予防に関する国連の取り組みの歴史的経緯、2) 国連システムが抱えるピットフォール（欠陥）、3) 国連によるジェノサイド予防と「保護する責任」概念の関連、4) 国連ジェノサイド予防特別顧問室の設立と最近の動向、という 4 つの観点からジェノサイド予防に向けた国連の取り組みを検討し、最後に今後の課題と展望を述べた。

まず歴史的な歩みを見ると、国連憲章で国連が国際の平和と安全を維持するための措置を取ることが定められているのに加えて、1948 年に結ばれたジェノサイド条約では、国連がジェノサイド予防に果たすべき役割が明記された。また、国連人権委員会の補助機関である国連差別防止・少数者保護小委員会でも、ジェノサイド予防をめぐる議論が続けられてきたが、冷戦期には東西対立のもとで国連は機能不全に陥った。冷戦終結後、国連

の平和維持活動は増大し、活動内容も紛争への対応からその予防や平和構築へと質的变化を遂げるが、ルワンダやボスニアなどでのジェノサイド予防の失敗によって国連への期待は失望へと変わる。このような経過を経て 2004 年、国連ジェノサイド予防特別顧問が任命され、ようやくジェノサイド予防をめざす実質的な活動が開始されることになった。

国連がこれまで大規模なジェノサイドの発生を防げなかった要因について渡部氏は、国連システムが、第 1 に、事務総長の権限が限定的で、執行機関である安全保障理事会に対する影響力も限られている、第 2 に、幅広い任務と比した人員不足に加えて、事務局職員の多くは必要な専門知識や現場経験に乏しく、紛争地でも外の世界とのコミュニケーションが欠けがちである、という政治的、構造的「ピットフォール」を抱えていることを指摘した。

国連におけるジェノサイド予防システムの形成と関わる動きとして注目されるのが、新世紀に入り、ジェノサイドや人道に対する犯罪等の被害者を「保護する責任」が提唱され、それに基づく国連の積極的介入が求められるようになったことである。2001 年に発足した「介入と国家主権に関する独立国際委員会（ICISS）」の報告書で掲げられたこの概念は、介入主体に焦点をあてた

「人道的干渉」に対し、保護される側へと焦点を移していること、主要な担い手を国家とし、国家が失敗したり、保護の意思がない場合に安保理が担い手となること、さらに、人道危機に対する対応、予防、再建までを含む幅広い責任を意味していることなどの特徴をもつ。

人道危機に対する責任をめぐるパラダイムがこのように転換するなかで、国連はアナン事務総長のイニシアティブのもと、ジェノサイド予防のための制度形成に着手した。2004年4月に、ジェノサイド予防に関する行動計画が公表されたのに続いて、同年7月、ジュアン・メンデスが初代の国連ジェノサイド予防特別顧問に任命され、特別顧問室が設置された。特別顧問は、ジェノサイドに関する情報収集や、安保理への早期警報、行動計画の提言などの任務を負う。

専門部局の開設によって、国連はジェノサイド予防システムの構築に向けた画期的一歩を踏み出したと言えるが、多数の国連機関やNGOが早期警報に関する活動に従事し、マンデートが重複していること、ジェノサイドの兆候を察知した場合にどの段階から早期警報の対象とし、活動の対象地をどのように選定するか、5大国の「政治的意思」をどのように調整するか、などの難題が存在する。

これらの難題の解決に向けて今後取りくむべき課題として渡部氏は、事務総長と特別顧問のリーダーシップ、常任理事国（5大国）との連携とそれらの強力なコミットメントの確保、国連の諸部局間や国連と「国連ファミリー」間の横断的連携を可能にする制度改革、国際刑事

裁判所（ICC）の機能強化と刑事訴追の徹底を通じて、国連が抱えるピットフォールを克服することのほか、国連信託基金の活用などによる実質的な予防手段の模索、ジェノサイド予防の行動計画を実施するためのロードマップの策定と実施についてのフォローアップ、特別顧問室の機能強化、市民社会等とのクロス・セクター連携などを提言した。

報告を受けた討論では、人的、財政的な資源の限られた特別顧問室でジェノサイド予防に関わるすべての任務を担うのは難しく、むしろ顧問室は媒介者の役割を務め、NGOなどに任務を外部委託することが現実的ではないか（墓田桂氏）、また、「保護する責任」論について、責任の意味が曖昧で軍事介入を招く危うさをはらんでおり、ジェノサイドに対する国家の責任の適切な解除の仕方を考える必要がある（藤田久一氏）、といった見解が提起された。

国連及びNGOでの実務経験に裏打ちされた視点から、ジェノサイド予防をめぐる国連の取り組みを詳細かつ包括的に検証した渡部氏の報告とその後の討議を通じて、国連による取り組みの最新の動向とそれが直面する現実的課題について知ることができた。ジェノサイド予防は国際社会の急務であり、国連をはじめとする国際機関やNGO、紛争現場の実践的な知見を取り入れながら研究を進め、予防システムを支える知的基盤の拡充に寄与していくことが重要であると感じた。

（福永美和子）

平和と芸術

テーマ「平和博物館研究の場をめざして」

司会・話題導入：福島在行（武庫川女子大・非常勤）「〈平和博物館研究〉の形成に向けて：研究動向の整理から」

報告：杉田明宏（大東文化大）「文化的平和のアプローチにおける地域平和資源の活用：丸木美術館との博学連携の試みを中心に」

今回の本分科会では「平和博物館研究の場をめざして」というテーマを設けた。導入として福島在行が「〈平和博物館研究〉の形成に向けて－研究動向の整理から－」と題して報告し、続けて杉田明宏が「文化的平和のアプローチにおける地域平和資源の活用－丸木美術館との博学連携の試みを中心に－」と題する報告を行った。参加者は17名であった（司会・報告者含む）。

福島報告は日本の平和博物館研究の大まかな動向を示し、現在散発的に諸領域で発表されている平和博物館をめぐる研究に対し、ゆるやかな〈平和博物館研究〉の場を形成することを提案した。杉田報告と引き続く討論はそのような場を作る試みとしての意味を持つ。

杉田報告は、杉田が担当している大学の「平和学」の講義で、原爆の図・丸木美術館と連携してなされた教育実践の報告であった。杉田は、「文化的平和」の視角からのアプローチを前提とし、その際に「平和資源」がどのように活用できるかという課題を設定した。その平和資源の一つとして、地域所在の平和博物館がある。具体的には「原爆の図」第1部「幽霊」の貸出パネル（原寸大複製）を大学で鑑賞し、丸木美術館学芸員の解説と意見交流が授業で行われた。杉田が目じた授業の成果は、

学生たちの作品や原爆・戦争についての「多様な気づき」や、意見交流等による思考の「関係的深化のプロセス」である。このような成果を指摘した後、教員としては「より能動的関与を促すための方法論・工夫」をどのようにすればよいのかさらに検討する必要を述べ、平和博物館に対しては「展示空間」に止まるのではなく「社会的活動主体」となることを提言して報告を終了した。

討論は活発に展開された。まず、「平和」の概念図や平和資源、「平和の記憶」といった問題をめぐる議論がなされた。これは、杉田の教育実践をめぐってと言うよりは、彼の使用する概念をめぐる議論であった。その際、平和を動的に捉え、過去の経験の中に「平和」構築のための平和資源がすでに存在すること、そのようなものも含めた「平和の記憶」を示すことが重要であることについては、一定の共通理解が作られたように見受けられる。以降の討論は、主に平和教育および平和博物館の活動実態をめぐってなされた。平和教育では「暴露型」授業からの転換が1980年代に提起されているが、平和博物館ではどうかという質問に対し、現場からは、戦争（15年戦争）の実態展示については一定の共通性が形成されているが、未来を展望するような展開についてはまだ弱

いという回答があった。この点については、戦争に対する抵抗の歴史をもっと展示に入れるべきとの意見も出された。また、博学連携あるいは平和博物館と平和教育との連携がもっと可能ではないか、その際、学芸員はどのような役割を果たしうるのであるのかといった問題も提起されたが、タイムオーバーのためこの点については提起だけで終わった。

今回の分科会は、あくまで〈平和博物館研究〉の場を少しずつ構築していくための一つの「足がかり」であり、

非暴力

司会：寺島俊穂（関西大）

報告：清末愛砂（島根大）「存在することは抵抗すること：パレスチナ・ヨルダン渓谷の草の根の住民ネットワークによる非暴力の抵抗」

報告者は、パレスチナのヨルダン渓谷における非暴力抵抗の歴史と現状についてパワー・ポイントによって現地の写真も示しながら報告した。報告者は、2009年4月末から5月初旬にかけてパレスチナのヨルダン川西岸地区の東部に広がるヨルダン渓谷を訪問し、ファトヒ・クデイラート氏（ヨルダン渓谷連帯委員会コーディネーター）の案内で調査研究を行ったが、このフィールドワークをとおして得られた情報をもとに報告がなされた。

以下は、報告と討論の要旨である。

イスラエルは、1967年の第三次中東戦争の結果、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区を占領下に置いたが、それ以来ヨルダン渓谷とヨルダン川沿岸をイスラエルの経済発展および安全保障政策上、重要な地区として位置づけている。ヨルダン渓谷は、パレスチナで最も肥沃な土地で農業に適しているが、その94%以上がイスラエルの完全支配下に置かれている。そのなかに36箇所のイスラエル人の入植地（ヨルダン渓谷の50%の土地を占める）が作られている。

イスラエルは、パレスチナ住民を人的にも経済的にも搾取する一方、パレスチナ住民の土地と生活手段を取り上げることによって人口削減を図ってきた。その結果、1948年から1967年まで320,000人であった、ヨルダン渓谷のパレスチナ住民の人口は、2007年にはわずか52,000人にまで減少した。パレスチナ住民は、パレスチナ自治政府が行政権を有する5.63%の土地（A地区85平方キロメートル、B地区50平方キロメートル）に追いやられるか、イスラエル人の入植地とイスラエルによる封鎖地域であるC地区（2265平方キロメートル）内で家屋破壊の恐怖の下で生活している。これらパレスチナ人は、日常的にイスラエル軍による嫌がらせ、検問所や道路ブロックの設置による移動の自由の剥奪など、人権侵害を受けている。OCHA（国連人道問題調整事務所）の2008年5月の報告によると、同年上半期の前

何らかの方向性を打ち出したり、まとめたりすることを行わなかった。最後に、このような場を、関心を持つ人々の間で一つでも二つでも作ってほしい旨、司会が述べて解散した。

平和と芸術分科会では、幅広く多様な内容・形式の報告・発表を歓迎します。報告希望者は責任者の奥本京子まで、電子メール okumoto@wilmina.ac.jp にてご連絡下さい。

（福島在行、奥本京子）

半までに「建築許可」がないことを理由に破壊されたC地区のパレスチナ人の住居の86%がヨルダン渓谷内にあった。「建築許可」には多額の申請費用がかかるうえ、申請が認められることはほとんどない。住民たちはいつまでも待ち続けるわけにはいかないので、「建築許可」がないまま家を建築したり、古くなった家を改築したりせざるをえなくなるが、それらも破壊対象となっている。

住民たちは、もちろんこのような状況を黙って受け入れてきたわけではなく、草の根のコミュニティをベースにヨルダン渓谷住民連帯委員会を組織し、家屋破壊の被害にあった住民への物的支援、破壊された家屋の再建、イスラエル軍による嫌がらせの記録、インターネット経由で情報を世界に発信するなどのかたちでさまざまな活動を地道に続けてきた。自らが属する場に居続けるために再建活動を継続する人々には、1987年の第一次インティファダの（非暴力）の精神がいまなお生きている。ヨルダン渓谷で起きている、目に見えにくい「静かな占領」下における生存権の否定も大きな人権侵害であり、パレスチナ住民を組織的かつ計画的に追い込む事態が着実に進行していることに、私たちは目を向けねばならない。〈存在〉をかけて闘っている住民たちに応えていくことが求められているのである。

参加者とのあいだの討論のなかでは、第一次インティファダは非暴力抵抗として行われたのであり、テレビで繰り返し報道される「石を投げる」という行為は象徴的なものであったが、それがすべてではなかったこと、日本による援助は占領の既成事実化につながることで、パレスチナ住民が非暴力に至った理由として、ゲリラ戦ではなんの勝利も得られないという歴史的教訓と少数によるゲリラ戦よりは、多くの大衆の参加を促して行われる非暴力による抵抗の方がより大きな力を発揮できること、また、国際的な支持を得やすいことなどが、報告者によって明らかにされた。

（寺島俊穂）

東南アジア

司会：李泳采（恵泉女学園大）

報告：金慶南（学習院大）「朝鮮人強制動員未払金の戦後処理：供託金の事務手続きと名簿原本の出所を中心に」

討論：村井吉敬（早稲田大）

本報告は国立公文書館つくば分館で公開された『経済

協力—韓国 105』（以下、韓国 105）という政府の一次

資料を記録史的に分析することで、強制連行された朝鮮人・台湾人・中国人などの供託金(未払い金を含む、約2億3000万円)の事務手続きと名簿原本の出所を明らかにした。

日本は戦後1951年9月にアメリカを中心とする48カ国と日本でサンフランシスコ条約を交わし国際社会に復帰した。その背景には冷戦と朝鮮戦争の影響で、アメリカが日本の復帰を後押ししたことがあった。その結果、連合国が賠償を放棄(第14条)することに代表されるように、日本のアジア諸国に対する戦後処理も曖昧になった。朝鮮人強制動員未払い金の問題は、そのひとつの例として挙げられる。

『韓国105』は1953年に大蔵省金融局が作成した公文書で、その目的は1953年の時点で朝鮮人に対する債務の金額と債権者の数が異なるため、それを確認するためのものであった。これは1949年に韓国政府より供託金についての問い合わせがあったことから始まった。

報告者はこの資料を年度順に切り替えて連番、作成・指令・施行年度、作成機関、受信機関、関連文書番号、題目と内容に分けて整理した。この作業によって、1945年から1953年までの朝鮮人未払い金に対する全般的な流れ、未払金の担当部局とその変遷、供託金の手続き、供託金名簿の原本の出所が明らかになった。その結果は次のとおりである。

第一に、1945年10月29日のGHQ覚書によると、朝鮮人労働者の賃金は朝鮮へ送金あるいは、日銀の特別口座に預金するよう命じられた。

第二に、この未払金を担当した部署は、1945年にはGHQの高級副幹部、経済科学局であったが、1946年には民間財産管理局が設置されて、同局の外国財産課が担当した。当時GHQの指令は、民間財産管理局→高級副官部→日本終戦連絡事務所を経由し日本政府の厚生省に届くという間接統治がおこなわれた。1947年に労

働省が分離されると、労働省労働基準局給与課が、事実上は大蔵省がGHQの指令を受けて業務を実施していた。

第三に、韓国政府からの問い合わせの後、1950年以降は政令によって供託金はすべて東京供託所に一括供託された。しかし、それ以前は地方機関42箇所、関係機関16箇所、統制機関7箇所に分散されていたが、これについての分析は今後の課題である。

第四に、1945年から1947年まで事業主は朝鮮人連盟に通告書と未払金を引き渡したという記録があるが、その具体的な活動やGHQ、日本政府との関係は明らかにされていない。この分析から、1965年に締結された日韓基本条約では3億ドルの無償供与を約束したが、その根拠として、この供託金の額が少なからぬ影響を与えたのではないかと推測される。

会場からは、アメリカだけでなく、イギリスが東南アジアの戦後処理にどのようにかかわっていったのかという視点も踏まえて比較しながらこの問題を検討してゆくことの重要性や東チモールにおける戦後処理についても触れられた。この議論を通して、冷戦という時代状況とアメリカによる日本の占領、またアジア諸国がまだ独立したばかりで、国内統治が行き届いていなかったことなどが、供託金、遺骨・慰安婦問題などの禍根を現在まで残していることが理解できた。東アジア共同体を実現させてゆく上で、克服してゆかなければならない問題であるように思われた。

※「東南アジア」分科会では、報告者を広く募集し、特に若手研究者の発表の機会として提供したいと思っています。問い合わせ先：恵泉女学園大学 堀芳枝 y-hori@keisen.ac.jp

(堀芳枝)

グローバルヒバクシャ

テーマ「核被害の探求」

司会：中原聖乃(中京大・非常勤)

報告：今中哲二(京都大原子炉実験所)「チェルノブイリ事故調査を通じて学んだこと：科学的アプローチで明らかに出来るものと出来ないもの」

報告：振津かつみ(兵庫医科大・非常勤、ウラン兵器禁止を求める国際連合[ICBUW]運営委員)「ロザリー・バーテル博士から学ぶ」

討論：竹峰誠一郎(三重大・研究員)

11月28日の分科会グローバルヒバクシャは「核被害の探求」をテーマに開催した。

最初に報告いただいた今中氏は、原子力工学者の中でユニークな存在で、原子力発電を推進ではなく、その危険性の解明に取り組まれてきた方である。1986年に旧ソ連のウクライナで発生したチェルノブイリ事故の解明にも20年以上にわたってたずさわってきた。それらを踏まえチェルノブイリ報告から学んだことを報告いただいた。

「爆発炎上のプロセスと、どれだけの放射能がまきちらかされ、どれだけ汚染が発生し、どれだけ健康被害があるのかを、きちっと見積もるのが事故の解明だと20年前は考えていた」と、チェルノブイリ調査を開始した

頃を今中氏は回顧した。「しかしそれだけではとてもすまないことがわかった」と言う。

事故から10年経て、日本原子力学会誌でチェルノブイリ特集号が組まれたが、最悪の事故だったけど世間で言われるほど大した事故ではなかったというような結論になっていたことを今中氏は紹介し、「原発の周りに人が住んでいたという認識が彼らにはない」と批判した。忘れてはならないことは「突然まわりの村や町がなくなり、地域社会が消滅することだ」と指摘し、地域社会の消滅も被害としてとらえていく必要性が強調された。奈良県の面積とほぼ同じ3700平方キロが現在でも立入禁止区域であり、約1万平方キロという広大な土地から人びとが移動を余儀なくされたと言う。しかしその問題

がほとんど認識されていないと、今中氏は指摘する。

またチェルノブイリ事故の被害をめぐり二つの対照的な数字を今中氏は提示した。IAEAなどの専門家が集まってまとめたチェルノブイリフォーラム報告書(2005年)は放射線被曝が原因と認定された死者は56人と結論づけた。一方ウクライナ政府の委員会により、世帯主の死がチェルノブイリ事故に関係していると認定され、補償を受けている家族の数は1万9千人におよぶと言う。「56人と1万9千人というこの数字のギャップをどうとらえるのか、それがわれわれ事故というのをとらえるうえで大事なのではないかと」今中氏は問題提起をした。さらに「科学的アプローチと言うのは、科学的にはっきりしたものだけしか採用しませんから、そこにこだわると大事なこと、肝心なことが落ちてしまうのではないかと」も述べ、「専門家的アプローチ」で明らかにできることは、チェルノブイリ事故という災厄の一側面ではないかと今中氏は結論づけた。

続いて、核被害を粘り強く探求されてきた先駆者の一人であるロザリー・バーテル氏の仕事を振り返り、どう学び引き継いでいくのか、振津氏から報告がなされた。振津氏は、内科医で、チェルノブイリをはじめ世界の核被害の問題に積極的に関わり、ロザリー・バーテル氏とも直接面識があり、懇意にされている方である。

ロザリー・バーテル氏の歩みを振り返り、カソリックの修道女になり、教員として働いた後、生物学の領域で数学を応用し博士号を得て、後にヒバクや環境問題にとりくむバックグラウンドとなったことがまず紹介された。彼女の転機になったのは1970年からたずさわった白血病調査で、白血病のリスク増加の背景に、医療用診断の放射線被曝があることを数学的につきとめ、「常日頃大丈夫だと言われている、線量にしては低い被曝であっても、数学的に処理をすると、白血病が増えることを科学者として知ってしまった」と、振津氏は指摘した。

同調査の報告をして欲しいということから、原発反対の市民運動と関わることになったが、市民に知らせる活動をやりと研究者として食べていけなくなると、修道院にこもり1年間悩み考えたエピソードを振津氏は紹介した。広島・長崎原爆の文献も読み、被害を無くすために活動することを決意する。国と原子力産業の圧力で研究費を打ち切れ、研究所を辞職する。アカデミックな

場を去り、聖職者として人びとに還元していく道をとる。

原水禁運動に参加し、世界のヒバクシャの姿を見て、グローバルに手を結んでいく必要性を学び、「科学者のサポートを必要とする場で、現場にも足を運び、核被害者の立場に立って行動してくれる科学者」として生き、「推進派には命を狙われることもあった」と言う。1984年には「公衆衛生を憂慮する国際研究所」を創設し、放射線だけでなく、環境問題も視野に入れ研究活動を展開した。「危篤」状態から奇跡的な復活を遂げ、最近も劣化ウランの危険性について発言したり、いつも前向きな姿勢も紹介された。

ロザリー氏から学ぶべきこととして、1) 被害者を研究対象として見るのではなく、常に被害者とともに、被害者の生活を実際的に支援してきたこと、2) 「加害側」への妥協のない批判、3) 地域で被害者と共に問題に取り組みながら、宇宙の中の地球というグローバルな視野をもち、警告するだけでなく運動のやり方も提起してきた、などが指摘された。「連綿と続く生命を尊び、行動するのは自然で、行動できないのは苦痛」とのロザリー氏の言葉も最後に紹介された。

討論者の竹峰からは「ロザリー氏は加害はどうとらえていたのか」等の質問と共に、「発表されている核被害者の数でわかったつもりになるのではなく、核被害のくくり方に着目する必要がある」等の指摘がなされた。討論者からの質問に答え今中氏からは「専門家」とは「原子力専門家」のことであり、核被害の探求に向け、原子力専門家だけではなく、市民運動家やジャーナリストや写真家も交え、医学者や社会学者なども含めた多角的アプローチが必要で、20世紀の原子力の不始末を多角的にしっかりと記録することが大切だとの発言がなされた。また「事実を明らかにしないということにも科学は使われている」との指摘もなされた。会場からは、キリスト教と言っても多様なので、聖職者としてロザリー氏の背景は、より注意深く観ていく必要があるなども指摘された。

ややもすると核被害は悲惨なものとの一言で片付けられるが、そう簡単にとらえるものではない。核被害の探求は、分科会「グローバルヒバクシャ」の中心的なテーマとして、今後多角的に取り組んでいきたい。

(竹峰誠一郎)

グローバルヒバクシャ

テーマ「ヒロシマ・ナガサキのイメージ」

司会：中尾麻伊香（東京大・院生）

報告：安藤裕子（早稲田大・特別研究員）「ヒロシマ・ナガサキはどう表象されてきたのか：公的記憶の変遷を辿る」

報告：川口悠子（東京大・院生）「『和解の旅』：ヒロシマ・ピース・センター・アソシエーツ設立過程における谷本清の役割」

討論：ロニー・アレキサンダー（神戸大）

11月29日の分科会グローバルヒバクシャは「ヒロシマ・ナガサキのイメージ」をテーマに開催した。各報告の要旨は以下の通りである。

安藤報告は、戦後日本におけるヒロシマ・ナガサキの表象と公的記憶の形成のあり方を4つの表象の場（教科書、博物館・資料館、報道、大衆文化）を通じて考察

しようと試みるものであった。ヒロシマ・ナガサキの公的記憶は戦後早期に「被害と敗戦の象徴」、「唯一の被爆国」の2つの語りを集約され、70年代後半まで「国家の記憶」として教科書や博物館・資料館の場を中心に語り継がれてきた。しかし、報道や大衆文化の場ではこれとは異なる個人や集団の保有する「周辺の記憶」が随時

発見されてきた。これらが公的記憶に揺さぶりをかけることで、80年代から徐々に教科書や博物館・資料館における表象にも変化が見られるようになった。「原爆被害の悲惨」の表象には客観化、相対化の力が働き、加害認識やグローバルヒパクシャの視点を取り込まれ、「唯一の被爆国」の語りが後退していったのである。今後も報道や大衆文化の場を中心に、ヒロシマ・ナガサキを過去の出来事としてのみでなく、その時代に暮らす私達が向き合っている問題と連関して記憶する努力が続いていくと思われる。「歴史の記憶」のダイナミズムの中で、我々は常にヒロシマ・ナガサキの現代的位置を問い続け、その積み重なりの中にヒロシマ・ナガサキを記憶する普遍的意味を見出していかねばならない。

川口報告は、広島谷本清牧師が渡米した1948年10月からヒロシマ・ピース・センター・アソシエーツ（谷本が構想したヒロシマ・ピース・センター（HPC）の協力団体、以下HPCA）が設立された1949年3月までに焦点を絞り、谷本がHPCAの設立にどのように関わっていたのかを明らかにした。そもそも、国際的平和運動と被爆者救援事業をおこなうピース・センターを設立するというHPCAの構想は谷本によるものだった。訪米の機会を得た谷本は支援者を求めて奔走し、著名な国際主義的ジャーナリストらの支援を得たことでHPCAの設立に成功した。その際谷本は米国社会の広島に対する関心に訴えること、とりわけ日米和解を呼びかける語りの中にピース・センター構想を位置づけることが戦略として有効だと考えていた。従来、HPC/HPCAはしばしば米国から日本への一方向的な働きかけとして見られがちだった。しかしHPCAの設立過程では、谷本がこのように米国側に積極的にはたらきかけたことがきわめて大きな役割を果たしていたのである。この事例はまた、戦後初期の日本における原爆被害に関する認識の形成過程をトランスナショナルな視座から再検

討する必要性も示している。

報告に続くロニー・アレキサンダー会員のコメントでは、記憶の形成そのものを政治的なものとしてとらえる視点が必要なのではないかという指摘や、なぜ谷本は米国で支援を得ることが出来たのかを考える必要があること、その際全く対等ではなかった日米の権力関係を考慮すべきである等の指摘がなされた。また、人間としての被爆者自身は二人の研究のどこに入ってくるのかという質問もなされた。

その後の議論では、会場から、表象されていないものや、消された表象も射程に入れる重要性や、広島と長崎の違いを考慮する必要性等が指摘された。ヒパクシャと表象はどのようにつながるのか、被爆体験が風化しているといわれる今日まさにアクチュアルな問題が議論された。

（中尾麻伊香、安藤裕子、川口悠子）

■その他■

分科会グローバルヒパクシャの母体であるグローバルヒパクシャ研究会は、11月8日に名古屋で世界平和七人アピール委員会と共催し、第19回目となる研究会を開催した。

前半は、世界平和とアピール七人委員会のメンバーである長崎大学名誉教授の土山秀夫氏に「被爆地長崎から今伝えたいこと」と題し、国内外の変化を見据え、核兵器廃絶に向けたこの好機をいかにつかんでいくのか問題提起をいただいた。

後半は、原爆症認定集団訴訟の成果を踏まえつつ、被爆の実相をどうとらえるのか、裁判で原告側証人にも立ってきた、広島の被爆者でもある沢田昭二氏（名古屋大学名誉教授）に問題提起をいただき、被爆の実相にどう迫っていけばいいのか、大学生や被爆者も交え、世代を超え議論を深めた。

（竹峰誠一郎）

平和運動

全体テーマ：「北東アジアの核・ミサイル危機を考える：非核・共生の東アジアをどうつくるか」

司会：木村朗（鹿児島大）

報告：藤岡惇（立命館大）「“ミサイル防衛”をどう評価したらよいか：核兵器の廃絶・東アジアの平和構築とのかかわりで」

討論者：額綱厚（山口大）

今回の大きなテーマは、「北東アジアの核・ミサイル危機を考える：非核・共生の東アジアをどうつくるか」であった。その趣旨は、「2003年3月に始まったイラク戦争では、砲弾やミサイルの7割までが衛星によって精密誘導されたばかりでなく、今日にいたるまで衛星に誘導された無人攻撃機がミサイルを発射するという形で続いている。また、米国が開発した新型戦争システムを用いた先制攻撃の「脅威」に対抗するためとして、朝鮮民主主義人民共和国はロケット発射と核実験を立て続けに行ったが、これに対して日本政府は「ミサイル防衛」（MD）を初めて発動し、政府与党内では「敵基地攻撃能力」保有論や「核武装」論を高唱する人々が生まれている。他方、米国のオバマ大統領が「核兵器のない世界」をめざす姿勢を明確にするという新しい変化も生まれている。核とミサイル軍拡の危機にストップをかけ、

北東アジアに非核・共生の世界を築くには、どうしたらよいか、この問題を平和運動の課題として広げていくにはどうしたらよいかを考えたい」というものであった。

藤岡惇（立命館大学）氏は、「“ミサイル防衛”をどう評価したらよいか：核兵器の廃絶・東アジアの平和構築とのかかわりで」という題目で最初に報告を行った。藤岡氏は、「宇宙の軍事化」の5つの段階、すなわち、第1段階：兵器の中核部でなく、周辺のパーツの宇宙への配備により、戦局を有利に展開しようとした段階、第2段階：冷戦後のラムズフェルドなど主導の「軍事革命」（RMA）、とくに精密誘導技術と情報通信技術の革命の現実化した段階、第3段階：米国が推進する第2段階の軍事化に対して、宇宙ミサイルを有する国が地球表面から応戦しようとして生まれてくる段階、第4段

階：宇宙資産を守るために兵器システムの心臓部たる実戦部分を宇宙に配備し、敵ミサイルの打ち上げを宇宙から攻撃し、破壊しようとする段階、第 5 段階：米国と同盟国が地上や空中、宇宙に構築するミサイル防衛シールドへの対抗策として、反米国が新タイプの核を開発、使用し、米国の宇宙戦争態勢を麻痺させようと試みる段階—まさに核兵器や核エネルギーを用いた宇宙の戦場化で宇宙の核戦争を招きかねない危険性を指摘した。

またミサイル防衛は、米国の宇宙覇権を敵のミサイルから防衛していくためのシステムとして開発され、今後世界中に配備されて行くのが必至であり、米軍は、当面北朝鮮とは妥協しつつ、イランの核施設への電撃的な先制攻撃を優先させるという情報がしきりに流れている。他方、中国がすでに宇宙衛星の破壊実験に成功しており、それに対して、米軍と自衛隊とはミサイル防衛態勢を本格化させるとともに、日本では、宇宙基本法を制定して、

環境・平和

司会：平井朗（大東文化大・非常勤）

報告：大崎正治（國學院大名誉教授）「小国寡民と平和」

討論：中村尚司（龍谷大）

環境・平和分科会では、金融危機に始まるカジノ経済の衰退がグローバル化によって私たちの労働と暮らしにまで大きな影響を与えている今、サブシステム回復の具体的な道を探るべく、大崎会員に「小国寡民」の視点から報告をお願いした。

まず大崎氏から『老子』第 80 章でいう「小国」は国（state）でなく、日本語のクニ、つまり地域共同体、村・邑、郷（くに）、英語の Nation をさす、自立、自給を実現した小規模な社会をイメージするものであり、「民は老死に至るまで、相往来せず」はルソン島北部山岳部マリコン村で祭りのときに交通を途絶する現実に通ずるという報告がなされた。つまり「小国」は単なる机上の理念ではなく、さまざまな具体的根拠を持った存在なのである。

大崎氏によれば、それらの根拠は主に以下のとおりである。食物連鎖を具体化した有機農業の農園こそ「小国」のモデルであり、その上に築かれる「地産地消」、「身土不二」（食の地域自立）のような地理学的・生態学的根拠。各地域の言語、文化、宗教等の多様性に基づく人類学的根拠。また歴史的根拠としては、江戸時代日本の「鎖国」は植民地化を防ぎ自立をもたらしたと見ることができ、フィヒテ『封鎖商業国家論』（1800 年）は貿易が実際には植民地制度を前提にしておきかえて戦争の原因になることを見抜いていた点などを挙げる。また経済的根拠については、“日本のコメは高い”から農産物輸入自由化すべしといわれるが、賃金との相対価格で他国と比較すると決して高くはないと大崎氏は見ており、むしろ食糧・エネルギー・木材の輸入による大量生産、大量消費、大量運送、広域分業は日本の公害、世界規模の環境破壊を招いたと述べる。つまりグローバル化がもたらした「百年ぶり」恐慌を見ても、「小国寡民」は経済的根拠のあるライフスタイルではないかと主張する。一方社会学的根拠については、「社会主義」の崩壊によって過小評価されてきた「共同体」「小国」が再度浮かび上がってきたことに触れ、「共同体」の内容につ

ての軍事利用を解禁しようとする動き、憲法を改定して集団的自衛権を公認しようとする動きも強まっている。こうした状況の中で、これら一連の動きの底部にあるものを解説し、平和構築の方策を考える必要があると強調された。

また、討論者の額織厚氏は（山口大学）は、韓国への MD 配備は北朝鮮への対応というよりも中国の対等と軍事化の脅威に備えた動きであり、将来において朝鮮半島が統一された場合にも北部に MD 配備がなされるであろう、また中国は、日本、台湾、韓国への戦域 MD 配備が核戦力の拡大につながると懸念しているという興味深い指摘が出された。このあと、多数の参加者（約 30 名）から多くの貴重な問題提起・質問が出され、活発な討論が行われた。

（木村朗）

いての考察を行った。なかでも組織民主主義の本来的条件—「顔が見える」「顔と名前が一致する」関係—を満たすという点において、基本的社会単位としての地域共同体の確立が重要であると指摘する。また共同体間の関係のありかたについては、政治的にはかつてジェファソンも範とした 18 世紀ネイティブ・アメリカンの「イロクオイ同盟」に見られる満場一致による決議、脱退・加入の自由が認められる連邦制や連合性の可能性を評価した。

最後に、これらの根拠に基づく「小国」と平和について、『老子』の武器不使用、江戸鎖国制度下の東アジア 300 年の平和、フィヒテの常備軍廃止論、石橋湛山「小国主義」による植民地放棄論など、自給と自立が確立した「小国」（共同体）があれば戦争を防げるとの見解が示された。

以上の根拠と考察をふまえ、食物連鎖と水の循環の法則に即した農水産業中心の生産・運輸体系の提案を中心とした「小国」の経済社会マニフェストが示された。

これに対し中村会員からは、人間は動き回る動物なので自給自足の範囲をどうするのか、また歴史的根拠に挙げられた江戸期日本の女性差別、武士による身分支配と被差別民の組織化等々は軍事力による支配であり、300 年の東アジアの平和というには無理があるのではないかと等、「小国」の各根拠に対するいくつかの論点が指摘されたのに対し、大崎会員から鎖国のマイナス面は認めつつ少なくとも外に向かって戦争を仕掛けていないこと、日本の「平和」は差別による「平和」であったが「小国寡民」は争いを避けるために選ばれるルールである、等々の応答がなされた。報告者と討論者の間には、近代国民国家を乗り越える概念としての「小国寡民」の有効性が共有されていることが確認された。

フロアからも活発な質疑がなされ、「小国寡民」は自助努力と相互依存の二項対立項を超えて「共同体」あるいは「共同体」間の関係の在り方を構想する「サブシステム」概念を具現化するものであることが共有された。

(平井朗)

発展と人間安全保障

テーマ「移住する人々の安全と持続可能社会」

司会・原田太津男（中部大学）

報告：羽後静子（中部大）

報告：武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア太平洋センター）

討論：鈴木規夫（愛知大）

今回の分科会は「移住する人々の安全と持続可能社会」を共通テーマに据えて開催された。報告者は武者小路公秀（大阪経済法科大学アジア太平洋センター）、羽後静子（中部大学）、そして討論者は鈴木則夫（愛知大学）の各氏であった。20 数名の参加者で会場は活況を呈した。

周知のとおり、移民問題は少なくともこの数十年間世界の主要政策課題であり続けてきた。人間の安全保障の観点からすれば、緒方・セン委員会の『人間の安全保障報告書』ですでに「移動する人々」に焦点が当てられているし、UNDP の『人間開発報告書 2009 年度版』でも移民問題が特集されており、開発政策や社会政策の観点からも重要課題であり続けている。

まず羽後報告では、フィリピンの移住者の人間不安が中心に取り上げられた。出身地・移住プロセス・日本での労働条件・生活条件、帰国後の問題といった移民連鎖の中で、人間不安がどのように生まれるか、が論じられた。グローバル資本主義の中で、インフォーマルな移住を強いられる彼ら・彼女らの「見えない」ポジションナリティに伴って、文化社会的アイデンティティの問題が生じる。それは、移住者の子弟に集約的に表れる。これらに取り組み日本の NGO と現地 NGO の共闘についても紹介された。本報告では、移民の公的な受け入れに関して明確な方針のないまま、日本の地域社会で実質的に進む多民族化にたいする一つの方向性が示された。

続く武者小路報告では、「多数の場での生活者」(multi-local livelihood)概念を基軸にして、移住者共同体複合が共同体の内部と外部の関係から分析された。日本社会だけでなく多くの地球上の地域社会で持続可能性が達成されるには、今後、人種民主主義から真の民主主義への移行が展望されなければならないが、それには、移住者共同体複合が成立している状況を前提にして、人

間の不安全を共同体間の「共通の安全保障」を実現する形で、平和的生存権と多文化主義を折り込んだ民主主義が鍵を握る、とされた。

これらの報告を受けて、鈴木氏からは、とくに宗教と移住の関係を掘り下げたコメントがなされた。1) フランスをはじめヨーロッパにおいては、信仰システム、とくにイスラムのそれと移住者共同体の関係が問題視されている。イスラムのネットワーク自体も多元化している。2) 同様に、アジアにおいては、たとえば中国の漢民族の国内移住の問題があるし、漢民族のムスリムとウイグル人のムスリムの対立の問題もある。3) 移住の形態とのかかわりでいえば、働くことにたいして、宗教的観点から聖性まで見るかどうかかも問われなければならない。

またフロアーからは、1) 難民から定住者までの移民の類型、2) 移民創出過程の歴史的相違の位置づけ、3) 移民と人身売買の複合状況、そして、4) 移民創出プロセスに果たす派遣業者の役割（ヒトとカネの流れ）といった論点が問われた。これに対して、報告者からは、イスラムのネットワークの歴史的形成の過程ならびに鶴見和子の「移住と定住」類型の重要性が指摘された。またミンダナオのムスリムが被害者となっている事例が紹介された。

報告と討論から浮かび上がってきたのは、歴史的・空間的な重合がもたらす「移住の複合性」という新しい状況であり、それに対する理論家と政策対応の緊急性である。にもかかわらず、われわれの研究蓄積は断片的なものにとどまっている。今回の分科会では、人間の安全保障が新たな理論的・政策的プラットフォームとして持続可能社会の構築に貢献しうることが確認できたと思われる。

(原田太津男)

平和教育

テーマ「平和教育学の可能性を探る」

司会：竹内久顕（東京女子大）

報告：片岡徹（北星学園大）「平和教育の“逆説”に関する研究：平和教育学の構築のために」

報告：金恵玉（立命館大・院生）「平和教育学のための三つのアプローチ：平和能力・生命価値・批判的平和教育について」

討論：村上登司文（京都教育大）

2008 年度秋季研究集会（後述）で掲げられた「平和教育学」研究の可能性を展開することを今回の分科会の課題とした。

片岡報告は、歴史修正主義的言動で知られる高橋史朗氏が「平和教育のパラダイム転換」を掲げ、実質的に戦争肯定につながる「復古主義型平和教育」を説いている

ことに着目する。従来の「主流型平和教育」において実践者（学校教師）は、それ自体は否定し難い「平和」「教育」を自明のこととしてとらえ平和教育を行っていた。そのことが、容易に反転されてしまう隙をつくり、本来平和な社会に貢献するはずの「平和教育の逆説」（高橋的な平和教育）を生みだしてしまった。従って、「平和

「教育」「平和教育」の内実を批判的に問い直していくことから平和教育学研究を始めねばならない。たとえば、ガルトウングの「平和」概念の妥当性を再検討することも必要であると指摘する。

金報告では、3つの論点について平和教育学の課題が提起された。第1に、人間の能力を平和的価値の観点から育むことで培われる「平和能力」を解明すること。

「平和能力」を「個人的内面的」「人間関係」「政治的社会的」「生態系的宇宙的」の4側面に分けそれぞれにおいて必要な諸要素を掲げた。第2に、上の4側面のそれぞれにおいて「生命価値」を尊重する教育を平和教育の原理とすべきであること。第3に、批判的思考力を育てる「批判的平和教育」を構築すること。そのためには、政治教育の再認識や教育と権力の関係分析等も進めることで、伝統的教育課程や公教育のあり方自体にも切り込むという大きな課題に取り組むことが必要となると指摘する。

討論者の村上会員は、2008年集会で「離陸」した「平和教育学」が今回の分科会でも展開していることを評価しつつも、社会的事実としての平和教育を整理し理解するところから今後の平和教育研究の土台を作ることや平和教育の国際比較といった基礎的作業を丁寧に進めていくことの重要性を指摘した。

以下に、今回の分科会に至る経緯を簡単にまとめておく。2008年秋季研究集会で、部会として「平和学と教育学の結節点をめぐって—平和教育学の可能性」が設定された。平和学会の部会で「平和教育学」の名称が掲げ

られたのは初めてであった。そこでは、「現代平和学の課題—『平和教育学』の形成との関連において」（藤田明史）、「日本の平和教育の蓄積と課題」（竹内）、「海外の平和教育研究の発展段階」（村上）が、平和学と教育学それぞれの立場から報告された。

続く2009年春季研究大会では、「平和教育」分科会が「平和教育の新たな実践の展開」とのテーマで設けられた。ここでは、実践者の立場から自らの実践を踏まえて平和教育学をいかに引き取るかという問題意識で報告がなされた。杉浦真理（立命館宇治中・高）の報告「大学生のサービスマーケティングを取り入れた高校政治経済『憲法』の授業」は、君島東彦（立命館大）のゼミ学生が高校生に平和憲法を教えるという試みで、大学の憲法学・平和学と高校の政経の授業を連動させるという実践であった。また、野島大輔（千里国際学園中・高）の報告「海外での研究・実践の動向から考える、今後日本の平和教育における『未来的視点』の必要性について」は、欧米の「未来的視点」を中心とした平和教育実践（たとえば、特定の紛争の具体的解決方法の提案、身近な紛争を解決するトレーニング等）の意義に着目し、自らが社会科教師として直面してきた諸課題（たとえば、「教え込み」や感性中心に偏らない平和教育をどうつくるか等）を克服する手掛かりを提起した。

こうした2回にわたる部会・分科会の蓄積のうえに今回の分科会が成立した。

（竹内久顕）

平和文化

テーマ「21世紀における文化ヘゲモニーの構築：スーザン・ジョージ『ハイジャックされたアメリカ』をめぐって」

司会：鈴木規夫（愛知大）

報告：渡辺守雄（九州国際大）「アメリカの右傾化に連動した組織、人材、資金、そして思想：スーザン・ジョージ『ハイジャックされたアメリカ』（2008）をめぐって」

11月29日（日）12:30より14:30まで敬学館262教室において開催された「平和文化」分科会は、テーマを「21世紀における文化ヘゲモニーの構築：スーザン・ジョージ『ハイジャックされたアメリカ』をめぐって」と題して実施された。当初、『ハイジャックされたアメリカ』をめぐって複数の問題提起を行い、それをめぐって総合的に討論する予定であったが、これもまた昨今の不思議な現象の一つであった「新型インフルエンザ」をめぐるさまざまな大学機関対応の関係から、急遽参加できなくなったりなどしたため、予定した問題提起の方式よりやや長い報告を渡辺会員より受けて、詳細な議論に入ることとなった。

「アメリカの右傾化に連動した組織、人材、資金、そして思想：スーザン・ジョージ『ハイジャックされたアメリカ』（2008）をめぐって」と題された渡辺報告では、1970年代からアメリカ文化の長期にわたる右傾化、格差拡大傾向を示してきたが、どうしてこのようなことが起こったのか？ なぜ人々は自分たちの利益に反するような投票行動を進んでするのか？ なぜ敬虔なキリスト教信者の多くが容易に操作されるのか？ なぜほとんどのアメリカ知識人と中上層市民はこの脅威を

真剣に受け止めていないのか？ といった一連のスーザン・ジョージの問題提起を丁寧にまとめつつ、アメリカにおける右翼陣営が「文化的な闘争に勝利する」（「文化的ヘゲモニー」A. グラムシ）という長期的戦略を効果的に遂行した結果、左翼的文化に対する反動形成や人材、資金の流れの組織化による保守系シンクタンクの興隆が起こった経過をまず辿った。たとえば、アーヴィン・クリストル（ネオコンのゴッドファーザーの人物1920生）の考えに賛同し、右翼の対抗的知識人エリート集団および諸機関を建設するという計画に関与した諸財団は、その被後見人たちに長期的な視野にたつて「一個の運動を構築している」という強い自覚を持って資金を提供した（進歩派は一年ぼっきりの短期的助成しか与えなかったし、測定可能な結果を生み出す「プロジェクト」に限られ、思想の生産には無頓着であって、その意味では進歩派の方が「官僚主義的」だった）。

さらに、「キリスト教右派による「長征」をめぐって」についても、再建主義派に属する家族との個人的体験を踏まえながら、「ホームスクーリング、ハリイポッター禁止であっても家族全員人は大変よく親切であって、個人としては尊敬に値する人々が、なぜ原理主義的団体に

属しているのか？」としつつ「ネオコンも多くが左翼思想からの転向者であることをかんがえると、いわゆるリベラル側の問題はなしといえるのか?」、「たとえば銃規制の問題に関しては、ハンティング文化というアメリカ固有の文化に根ざした問題で動物愛護主義のアニマルライツ派がハンティング批判をすることによって逆効果が生まれている事情や、魚を殺すことも許さないというアニマルライツ派は、別の意味で原理主義に陥っており、原理主義同士の非難応酬から抜け出すことが必要になる」など詳細な報告の後、「自由主義の内部対立と

しての「保守対リベラル」という位相の中に切り込めるのは形容詞付き民主主義のみなのか?」、「(原理主義の鉄の三角形)にどのように対処するのか?」、「内なる原理主義の問題」、「いわゆる「イスラエル・ロビー」のパワー」、「多元主義的枠組みから捉えるだけでよいのか?」、「オバマ政権における「イスラエル・パワー」等をめぐる具体的問題提起があり、参加者間で活発に議論された。その議論の成果は近々公表を予定している。(鈴木規夫)

憲法と平和

司会：若尾典子（佛教大）

報告：河上暁弘（広島市大広島平和研究所）「市民自治型平和保障の課題」

報告：麻生多聞（鳴門教育大）「平和的生存権論の現代的展開」

今回の「憲法と平和」分科会は、特に全体テーマを定めずに、平和主義に関してすぐれた研究をしている若手憲法研究者2名（河上氏、麻生氏）による報告とした。司会は、ジェンダーの観点から暴力と平和の問題に取り組んでいる若尾氏にお願いした。なお今回から、これら3名に、分科会代表者の君島を加えた4名が、「憲法と平和」分科会の運営グループを構成することになった。

まず河上氏の報告は次のようなものであった。

これまで、平和・安全保障問題を考える視点は、つねに、国家中心、中央集権的なものであったが、河上報告は、「国家・中央政府の軍事力による安全保障」から「市民・自治体による平和保障」への転換を試みる際の論点を検証するものである。その際、3つの論点がある。

第1は、平和を実現する（主体）の問題である。すなわち、平和を実現するのは「国家・中央政府」のみか、それとも「市民・自治体等の多元的主体」かということである。今や、政府活動は、外交・安全保障問題も含めて、中央政府が自己完結的に独占できる時代ではない。市民も自治体も平和保障を行う主体であり、中央政府はそれを補完し、国際機構はさらにそれを補完ないし調整するという役割分担が望ましい（「補完性の原則」）。

第2の論点は、平和保障の〈手段〉である。その争点は「軍事力による安全保障」か、あくまでも「非軍事手段による安全保障にこだわる」のかである。ここで問われるべき問題は、究極の防衛目標は「国家」か「国民」かという点である。また、日本の安全保障環境を考えた場合、軍事力による防衛論には、致命的な欠陥がある。日本は、1億3千万近くの人々が住む過密状況の下、住宅が密集し、また50基以上の原子力発電所がある。さらに、「都市型社会」の今日、東京など巨大都市の機能は、電力、食糧、石油等の供給ルートが断れたら、完全に麻痺する。防衛論は、こうした現実を踏まえ、冷静に行われるべきである。

第3の論点は、平和保障の〈目的ないし対象〉である。すなわち、「国家」を守る「有事法体制」か、民衆のい

のちとくらしを守ることを優先する「平和的生存権保障体制」か、である。有事法制は、「いかにして戦争をするか」という観点から、軍事行動のために市民の自由・人権を制限することをその最大の目的とする。これに対して、憲法が目指す平和保障のあり方は、「平和を愛する諸国民」の「信頼」のネットワークを構築して「われら」=国民（people）の安全と生存、そして「全世界の国民」の平和的生存権の保障を目指すというものである。

このように、「市民自治型平和保障」とは、国家それ自体よりも全世界の市民のいのちとくらしを最優先するものであり、その上で、まずは自治体レベルからの保障を目指し、さらには国境を超えた国際協力と紛争解決、戦争防止のための方策を、非軍事手段に徹して行うという（新しい）発想に基づくものである。

次に麻生氏の報告は次のようなものであった。

憲法訴訟を通じて平和的生存権の運用を図ろうとする従来の平和的生存権論は、「議会に対する立憲主義または法律に対する人権保障」の意義を重視するものであるが、これに対し、「議会による立憲主義または法律による人権保障」の意義を重視する形で平和的生存権の運用を図ろうとする平和的生存権論として、「憲法上の平和的生存権」論がありうる。本報告は、ロバート・ダールによる「関係論的権力観」（権力関係が公権力による統治者と非対称的な被治者による支配・被支配関係という枠組により捉えられるべきではなく、量的な圧力交差と均衡の力学として捉えられるべきことを説く議論）に依拠しながら、「議会外の密室で公権力への規定力の多くが形成される現代民主社会」における非武装平和主義としての憲法9条護憲の戦略を模索することを課題とするものである。「平和の理念は絶対的なものでありえても、平和の技術としての実定法解釈および実定法評価は、絶対的でなく相対的な思考の上に根拠づけられるべき性質のものである」という見解や、これを踏まえて「相対化の時代」における憲法9条の原理的考察の必要性を説く見解が最近では有力であることを踏まえ、「自衛隊

や日米安保を違憲とする徹底的な非武装平和主義」という安全保障政策が国民の間で広い支持を得ているとは必ずしも言いがたい現状を前提として、立憲平和主義のあるべき方向性につき検討することが目指された。

以上のように河上氏と麻生氏の2つの報告は、9条を政治的意思としてどのように具体化していくのか、という課題に対し、護憲運動と自治体という二つのレベルで対応することの可能性・重要性を提起した。したがって討論も、9条の掲げる平和主義が、日本および世界で支持されるようになるには、いかなる課題があるのか、という点に集中した。この議論の前提には、世論として9条改正論が相当に強く、説得が困難になってきているのではないか、という現状への危機感がある。あらためて古典的課題ではあるが「軍事力による平和の確保」という論理にはらまれる問題を明らかにする必要性が議論された。例えば、環境問題から軍事力を問題にする視点が重要である。あるいは農業を問題にするととき農毒とい

うように、言葉の力を利用する発想が必要である。また非暴力抵抗・無防備地域論・国際法における自衛権論の再検討などが提起された。最後に普天間基地問題を抱える沖縄から、普天間基地撤去・辺野古基地建設反対の世論が急速に形成されていることが伝えられた。この平和運動の広がり、在沖米軍基地反対に規範的意味があり、それゆえ政治的に説得力をもつからではない。また、沖縄県という自治体レベルで平和外交への取組みが進展しているためでもない。沖縄で展開している平和主義への世論の高い支持は、なにより「痛みを共有」にある。従来の政治は、「利益の共有」によって形成されている。これでは平和主義が政治的意志となる可能性はない。どのように「痛みを共有」をつくり出すのかが、政治課題である。この沖縄からの問題提起にこたえることが、今後の分科会の課題の1つとなることが確認された。

(君島東彦)

ドキュメンタリー上映報告

『タクシー、トゥ、ザ、ダークサイド Taxi to the Dark Side』(米国 2007年/106分)

監督・脚本：アレックス・ギブニー

製作：アレックス・ギブニー、エヴァ・オーナー、スザンナ・シップマン

第80回米アカデミー長編ドキュメンタリー賞/2007年度トライベッカ映画祭ベスト・ドキュメンタリー賞受賞作

2009年度春季大会では、アムネスティ・インターナショナルがギブニー監督からキャンペーンへの使用許可を得た上記作品を借り受けて上映した。分科会開催時刻とドキュメンタリー上映時間が重なってしまったため、同一の作品を1日目と2日目に上映することによって参加者の便宜を図った。結果、2日間で会員・非会員あわせて、10代から60代までの幅広い年齢層の約45人の方に見ていただくことができた。アンケートも20名の方が協力して下さった。

2002年12月1日、アフガニスタン。新車のタクシーに3人の客を乗せたままアフガン民兵に捕まったディラウォール青年は、「テロ容疑者」として米兵に引き渡された。バグラム空軍基地の拘禁施設に収容されたディラウォールは5日後に死亡。享年22。米軍が、英語が読めない遺族に翻訳もせず渡した死亡証明書には「殺人」と書かれていた。このような、戦時国際法に違反した人権侵害事件が起こるたびに軍は「ごく少数の不服きものの逸脱行為」であると主張するが、果たしてそれは真実なのか。ディラウォールの死の真相を追うギブニー監督の、バグラムからアブ・グレイブ、グアンタナモと続く「トーチャー(拷問)ツアー」は、ワシントンで重大な事実をさぐりあてる。ブッシュ政権の高官たちや司法省・国防省の法律専門家たちは、「テロとの戦い」を大義名分にかかげ、巧みな言葉のすり替えと事実のごまかしによって、「拷問」にあたる行為を「拷問ではない」と言い換え、正当化し、尋問に組織的に導入することを

容認していったのだ。「それはウィルスのように毒を撒き散らし、システム全体に蔓延し、そうして拷問は単なる尋問テクニックにとどまらず、『法の支配』そのものを掘り崩していった」(A・ギブニー、HBO『Taxi to the Dark Side』監督インタビューより)。

米軍はテロ容疑者に懸賞金をかけ、ピラを大量にばらまいた。そのため民兵やパキスタン軍は外国人やホームレスを捕まえて、米軍に賞金目当てで引き渡したという。彼ら「敵性戦闘員」(捕まった人に戦争捕虜の地位を与えないためにブッシュ政権があみだした造語)は裁判もなく延々と収容され、情報を引き出してテロを防ぐため拷問にかけられる。「米軍のそのような行動がイスラム過激派国際テロリストを生み出しているのではないかと思います」(会員・20代)。まさに然り。「連れてこられた時はテロリストじゃなくても、出る頃にはテロリストになっている」(被害者モアザム・ベックの証言)。

この作品は被害者のみならず加害兵士へのインタビューに多くの時間を割いている。カメラの前の元兵士達はディラウォールと同世代で、ごく平凡だが穏やかで笑顔が優しい好青年にみえる。残虐行為を行うものは決して人間離れしたモンスターではない。「拷問を行った人々は誠実なように見えた。自分も同じ状況に置かれたら何をしたかわからない。人間の弱さを素直に見つめることが大事だと思った」(非会員・20代)。そんな部下に上官は「こんなやり方もあるよ、というだけで、決して『こうしろ』とは命令しない」(元兵士の証言)。こうして上

官は訴追を免れ、実行犯はトカゲの尻尾切りの憂き目に遭う。

映画の最後に監督の実父フランク・ギブニー（米国のアジア研究者。故人）が登場する。息子にこの映画を作るよう強く勧めた彼は第二次世界大戦中、旧日本軍捕虜への尋問を担当していた。ウルリック・ストラウスの『戦陣訓の呪縛』によれば、旧日本軍捕虜への尋問は紳士的な態度で接したときがもっとも成果があったという。

2009 年末にも米航空機爆破未遂事件があったように

「テロの被害に遭う危険はゼロではない。だが国民を守る手段として拷問は不適切だ。国の品位を落とすと同時に新たな脅威をもたらす。倫理を失ってはいけない」（アルベルト・モラ 元海軍法律顧問）。多くの人に見てほしい映画だ。少し長いけれど。（執筆に当たってはアンケートとアムネスティ・インターナショナルの上映資料を参考にしました）

（内田みどり）

総会議事要録

第18期第4回総会

日時：2009年11月28日（土）14：40～

場所：立命館大学衣笠キャンパス研心館641教室

報告事項

1. 会長報告
2. 各委員会報告
3. 各地区研究会報告
4. 第19期理事選挙について
5. 事務局業務の外部委託について
6. 第3回日本平和学会賞・平和研究奨励賞について

7. その他

審議事項

1. 第19期選出理事の承認について
2. 新入会員の承認（会員消息参照）
3. その他

理事会議事要録

第18期第6回理事会

日時：2009年11月27日（金）18：00～21：00

場所：立命館大学末川記念館第3会議室

会員消息

事務局からのお知らせ

新事務局長よりごあいさつ

第19期事務局長を、佐渡紀子（広島修道大学）が務めます。学会員の皆様ならびに理事会のサポートや、日本平和学会に関心を持ってくださる人々への窓口作業に、微力ながら努めてまいりたいと存じます。

なお第19期事務局では、事務局長補佐として浪岡新太郎会員にご協力いただきます。

新事務局を、どうぞよろしくお願い申し上げます。
（佐渡紀子）

企画委員会からのお知らせ

自由論題部会の報告希望者を募集します

日本平和学会では、2010年度秋季研究集会における自由論題部会での報告希望者を募集します。

開催日：2010年11月6日（土）～7日（日）

場所：茨城大学 <http://www.ibaraki.ac.jp/index.php>

※自由論題部会の開催日は、通例では初日の午前中ですが、現在のところは未定です。

応募可能な方

応募の時点で日本平和学会会員または入会申請中の方

応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先（e-mailアドレスを含む）、報告タイトル、報告の概要（1000～2000字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員会委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

また、報告に関連する業績が既におありの方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

締め切り

2010年6月21日（月）

選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行い、採用の可否は2010年7月中旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

応募・問い合わせ先

〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学大学院国際協力研究科

土佐弘之（日本平和学会第19期企画委員会委員長）

tosa@kobe-u.ac.jp

（土佐弘之）

日本平和学会第19期役員

(2010年1月1日～2011年12月31日)

【執行部】

会長	石田 淳	
副会長	阿部浩己	吉川 元
企画委員長	土佐弘之	
編集委員長	小林 誠	
渉外委員長	毛利聡子	
広報委員長	大平 剛	
将来構想WG主任	黒田俊郎	
事務局長	佐渡紀子	

【理事】 (★は地区研究会代表者 下線は会長推薦理事)

(北海道・東北)	<u>小田博志</u>	★小林公司			
(関東)	阿部浩己	石田 淳	白井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	吉川 元	<u>小林 誠</u>	佐伯奈津子
	高原孝生	竹中千春	<u>浪岡新太郎</u>	西川 潤	<u>墓田 桂</u>
	<u>蓮井誠一郎</u>	★堀 芳枝	目加田説子	<u>毛利聡子</u>	最上敏樹
	横山正樹				
(中部・北陸)	黒田俊郎	児玉克哉	佐々木寛	★佐竹眞明	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		奥本京子	君島東彦	★土佐弘之
(中国・四国)	★小柏葉子	岡本三夫	<u>佐渡紀子</u>		
(九州・沖縄)	★石川捷治	<u>大平 剛</u>	木村 朗		

【監事】

	堀 芳枝	横山正樹			
企画委員会	奥本京子	長有紀枝	君島東彦	桐山孝信	杉田明宏
	鄭 敬娥	妹尾裕彦	土佐弘之	戸田真紀子	直野章子
	原田太津男	前田幸男	南山 淳		
編集委員会	秋山信将	足立研幾	小林 誠	山田哲也	柄谷利恵子
渉外委員会	清水奈名子	高橋清貴	毛利聡子		
広報委員会	井上実佳	大平 剛	片野淳彦	玉井雅隆	
将来構想WG	黒田俊郎	佐々木寛			
事務局	佐渡紀子	浪岡新太郎 (事務局長補佐)			

日本平和学会ニューズレター Vol. 19 No. 1 (2010年4月25日発行)

発行所：日本平和学会第19期事務局

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学法学部 佐渡紀子研究室内

Fax: 082-848-7788 E-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：大平 剛 編集担当：井上実佳 片野淳彦

印刷所：北大生協 印刷・情報サービス部